

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	清 水 治	2番	土 屋 隆 義
3番	熊 谷 祐 子	4番	西 岡 一 成
5番	庄 田 昭 人	6番	森 治 久
7番	棚 橋 敏 明	8番	広 瀬 武 雄
9番	山 田 隆 義	10番	広 瀬 捨 男
11番	松 野 藤四郎	12番	土 田 裕
13番	小 寺 徹	14番	若 井 千 尋
15番	小 川 勝 範	16番	堀 武
17番	星 川 睦 枝	18番	藤 橋 礼 治
19番	若 園 五 朗	20番	広 瀬 時 男

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	豊 田 正 利
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	奥 田 尚 道
総 務 部 長	新 田 年 一	市 民 部 長	松 井 勝 一
福 祉 部 長	石 川 秀 夫	巢 南 庁 舎 管 理 部 長	福 野 正
都 市 整 備 部 長	松 尾 治 幸	調 整 監	水 野 幸 雄
環 境 水 道 部 長	河 合 信	会 計 管 理 者	広 瀬 幸 四 郎
教 育 次 長	林 鉄 雄		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 鷺見秀意 書記 棚瀬敦夫

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日は、傍聴者の皆さん方、大変早朝から傍聴していただき、厚く御礼申し上げます。また、平素は瑞穂市議会並びに行政に対して大変御協力いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

議長（小川勝範君） 日程第1、一般質問を行います。

会派代表質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

民主党瑞穂会、広瀬捨男君の発言を許します。

広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 皆さん、改めましておはようございます。

民主党瑞穂会、10番 広瀬捨男でございます。

議長から発言のお許しを得ましたので、通告に基づき、緊急雇用・経済対策について、別府字四之町道路新設工事について、美しいまちづくりについて、以上3点について質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、質問席に移らせていただきます。

まず初めに、緊急雇用・経済対策についてお尋ねをいたします。

現在の厳しい経済情勢、雇用情勢を踏まえ、国の平成20年度補正予算を受けて、県では、岐阜県緊急雇用対策本部を設置し、緊急雇用対策を進められております。県内21市のうち、岐阜、大垣、高山市等14市、及び垂井町ほか1町が緊急雇用対策本部を設置し、緊急雇用対策が進められております。

お尋ねします。瑞穂市においても、雇用対策や融資、生活相談など、市民からの問い合わせ等についてどのように取り組まれておられるか、お尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、今の御質問に対してお答えをさせていただきます。

昨年の秋以降の経済の状態は日に日に悪化しまして、100年に1度という経済不況の中で、岐阜県は平成20年12月8日に岐阜県緊急雇用対策本部を県の産業労働観光部労働雇用課のもとに設置されました。県内でも15市が、本部や連絡会議を設置されているようでございます。

当市では、こうした状況を受けまして、昨年12月24日でございますが部長会議を開催しまして、県から入手した「県内市町村における緊急経済（雇用）対策について」という文書を部長

会議で配付しまして、当市の対応策を検討しました。この時点においては、幸いといいますが、当市においては差し迫った市民からの要望や問い合わせは一件もなかったということで、したがって、年末でもございますので静観することとなりました。それで、年が明けまして1月6日の部長会議で、再度、このときも「県内市町村における緊急経済（雇用）対策について」というので、12月24日付でまとめられた文書入手しまして、それを部長会議で配付しまして、市の対応について協議しました。

この結果、その時点でも新たな状況等変化はなく、マスコミ等ではテント村が設置されたとかそんなようなことを報道されておったんですが、当市においては何ら問い合わせ等もなかったということでございますので、その結果、そういう状況はなかったんですが、瑞穂市としましては、1点目、対応として対策本部等は設置せず、通常の日常業務の事務分掌の中で対応していこうと。ただし、調整事項については、企画財政課で調整をしましょうということを決めました。

2点目としまして、想定されますのは、雇用対策と市民の窓口相談及び事業者の融資対策であるということが想定されましたので、担当課は、連携して行っていきましょうということを決めました。

3点目が、企画財政課においては、様式を任意で定めまして、これら相談を受け付けた件数と内容等を月ごとに報告をしてもらうと。そして、企画財政課でもって集計データをストックするという3点を決定しまして、その部長会議は終了したところでございます。

この報告の集計結果は2月末時点でいただいている件数ですが、主な相談事項は、雇用に関する相談件数が7件、それから住宅事案件数が2件、それからあと融資貸し付け事案件数が5件、生活保護等相談件数が21件を福祉生活課で受けております。なお、生活保護の申請は7件出ているというふうに伺っております。次に、雇用についての相談が1件、貸し付けの保証関係申し込み件数が122件、産業経済課で受け付けをされたということでございます。

現状ではこのような状況でございますが、一応所管ごとのおのおの事務範囲の中で対応しておりますので、今のところ問題はないというふうに思っていますが、次に、2月17日に開催しました部長会議において、緊急雇用創出事業について、都市整備部長より説明がございまして、協議しました。市としては何らかの事業を企画、リストアップし、県に要望することということで、各課持ち帰って検討するということになりまして、翌18日に同様に部長会議を開催しまして、各課で検討した事案、事業を翌19日までに産業経済課長に報告することとさせていただきます。この詳細については所管の方から御説明がなされると思いますので、以上、市としての考え方、経緯を御説明申し上げましたが、今後、国の新たな緊急雇用対策の施策が打ち出されてくることも考えられますので、その時点にはまた新たな対応もしていきたいということで、要は弾力的に対応する心構えでおりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 広瀬捨男議員さんの緊急雇用・経済対策ということについて答弁をさせていただきます。

総論といたしましては奥田企画部長の答弁の中に網羅してあることではございますが、雇用に関しての市民からの問い合わせにつきましては、産業経済課窓口で4件のお問い合わせがございました。

雇用につきましての情報でございますが、これはハローワークを紹介しております。また、融資に関しましては、問い合わせ等がございましたら、瑞穂市が東海労働金庫に預託し、自治体連携融資制度としまして、瑞穂市生活資金融資、それから瑞穂市住宅資金融資を案内しているところでございます。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） まず奥田部長にちょっとお尋ねしますが、経緯はいろいろお聞きしたんですが、先ほどの件数は2月末ということですね。3月になってからはそんなにはふえていない、まだ報告はないわけですか。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 一応月締めで報告をいただいておりますので、まだ3月については報告は受けておりません。

10番（広瀬捨男君） 緊急のときですので、今後の考え方なんですが、雇用について、離職をしたということ等がございましたら、どんなような形で、国の方針だけなのか、やはり地方自治体でいろんな施策を持っているところがあるかと思いますが、そういう場合はどのようにお考えでしょうか、奥田部長、お願いします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 市で行っている通常業務で行える範囲については、日常の通常業務で対応していくということでございますので、国あるいは県から、特別なそういう、いわゆる事業があれば所管の方で取りまとめをする。先ほど申しましたように、緊急雇用創出事業というのは、労働部を通じて産業経済課の方に文書等も来ておりますので、そちらの方で取りまとめをされたということで、先ほど申しましたように、複数課にまたがる事務の場合は、調整はうちの方でとらせていただきまして、先ほど申しましたように、部長会議でもって意思疎通を図りながら対応してまいりたいというふうに考えております。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 私がお尋ねするのは、離職された方が、離職しましたということである証明を持ってくるとは思いますけど、その場合に、簡単な新しい事業で、直接、岐阜市、大垣市等は数十人の単位で雇用をしておるようですけど、その辺のところの考え方をお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 今の時点で市で新たな雇用ということは、今、県の緊急雇用創出事業の方にメニューを提出してありまして、それが採択されれば、雇用ということで募集等をかけていきたいと思っておりますけれども、まだそこら辺のことについては県の方からも御回答もいただいておりますし、所管の方からも進捗状況についてまだ伺っていないところでございますので、うちとしてもメニューを絞って出してあるはずなんですね。それが決まれば、当然募集をかけてやっていくことになると思います。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 松尾部長にお尋ねしますが、県の交付決定を待ってということですが、具体的に事業別にというか、県の方へ申請が行ってあるわけですけど、その予算というか、どの程度の規模だということをお願いします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 広瀬議員さんの、就業機会の提供ということになるかと思うんですが、国の平成20年度補正予算におきまして、ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業が実施されております。当市におきましては、事業申請を県に提出したところでございます。この緊急雇用創出事業制度は、非正規労働者とか、中高年齢者等の生活の安定を図るため、地方自治体が民間企業や直接雇いで次の雇用就業機会までのつなぎとして行う事業でありまして、現在、県の交付決定を待ち、新たに補正予算を組む予定でございますが、一応都市整備部の方でまとめましたのが、今、市で予定しておるところの事業につきましては4点ほどあります。いわゆるその事業費につきましては、約1,000万円ほど予定をしております。

ちなみに、一つの事例を挙げますと、自治会の掲示板の修繕事業とか、それから街路灯点検の台帳整備事業とか、カーブミラーの点検台帳整備等を合わせまして、1,000万円弱の事業計画書を県に出させていただいております。許可がございましたら補正予算で対応して、速やかに実行していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 今お聞きしたんですが、1,000万円程度ということですけど、やはり新しい事業で考えていこうということはなかなかないと思うんですが、国の方の事業例もたく

さん出ておると思いますので、今後、もう少し幅広く申請をしてやっていただきたいと思いま
す。

ちなみに、どこのまちとは言いませんが、瑞穂市より人口的に1.4倍ぐらいのところ、4,800
万、900万というようなことも書いてございましたので、やはり今後、特に派遣が、いわゆる
この2009年度、21年ですね、3年になるという前倒しで契約をしておるところがありますので、
産業界でそういう人が2009年度に多く出るという経済誌もございまして、そういう点も含め
て、国のたくさんの事業例がございまして、前向きに検討していただきたいと思いま
す。

そのことについて、事業例なんかを細かくお読みになっていると思いますが、今後多くな
った場合の考え方というか、こんな事業例も考えておるといふようなことについて、お考えがあ
ったらお聞かせ願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 広瀬議員さん御指摘の、今後の事業の緊急雇用創出事業交付金
に係る委託事業の対象分野とか事業例が、県の方から介護福祉分野とか子育て分野、医療分野
とか産業振興分野ということで表現的に書いてあるだけですので、この瑞穂市が、この事業そ
のものが6ヵ月未満で臨時的、一時的つなぎ就業、それから、対象となる委託事業につきまし
ては、地域内にニーズがあり、かつ離職者のための短期的なつなぎ就業にふさわしい事業とい
う制約がございまして、それぞれの分野別でまた取り組める事例がありましたら、横の連携
を密にしながら、新しい事業があったら取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、
よろしく願います。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 松尾部長の方から、私、具体的に質問する前にちょっと回答もいただ
いておるわけですが、緊急雇用創出事業についてお伺いしますが、急激な経済情勢の変動によ
り、企業の雇用調整等により、解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規労働
者、中高年齢者等の生活の安定を図るため、市が民間企業、シルバー人材センター等に委託し、
または市が直接実施し、臨時的、一時的な就業の機会を提供するとともに、安定的な求職活動
ができるような支援体制を整備する事業ということで今回答はいただいたわけですが、具体的
には、国の方の関係で、先ほど言いましたように、11分野、48事業例もあります。それで、今
考え方をお聞きしたわけですが、やはりこういうときは、先ほど言いましたように、2009年度
は非常に解雇者がふえるという予想もありますので、前向きに検討をしていただきたいと思
います。

次に、ふるさと雇用再生特別交付金についてお尋ねをします。

地域内でニーズがあり、かつ今後の地域の発展に資すると見込まれる事業において、地域求

職者等を雇い入れて、安定的な雇用機会を創出するものであって、その後の雇用の継続が見込まれる事業について、現在、市は具体的にどのような取り組みをされているか、お伺いいたします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 広瀬議員さんの、ふるさと雇用再生特別交付金の関係でございますが、この規模につきましては、国レベルで労働保険特別会計とか雇用関係で、予算規模が2,500億円というふうに承っておりますが、これも雇用の就業期間ということで、原則1年以上の雇用で、安定的、継続的な雇用ということがまず第一前提でございます。

対象となる委託事業ということでございますが、これも緊急雇用創出事業と同じように、地域内にニーズがあり、かつ今後の地域の発展に資すると見込まれるものであって、その後の雇用の組織が見込まれる事業ということで、具体的な事業例といたしましては、高齢者への生活支援活動を行う事業とか、病児保育や預かりサービスを提供する事業が想定されるわけですが、これも全国レベルで最大10万人規模の雇用創出があるというふうに国の方では見込んでおりますが、これにつきましても、これは基金を造成して一時的に利用するとか、いろんな制限がございますので、これも横の連携をとりながら、いろんな分野で市として対応できるものがあれば検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） これについては県の方への申請はどのようになっておるか、お聞きします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） これにつきましては、先ほども言いましたように、原則1年以上の雇用という条件がございますので、瑞穂市で調査したところ、現時点では取り組んでおりません。またこの辺につきましては、有意義に横の連携をとりながら、1年以上の雇用という条件等に当てはまれば、県の方に申請をしていきたいというふうに現時点では思っております。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 特にこのふるさと雇用再生特別交付金というものは、先ほどお聞きしたように、一般の方の前段で聞いた雇用創出よりも、ずうっと予算的にも国の予算も多いですし、その辺のところは、例えば事業例を言いますけれど、たくさんの事業例が載っておりますので、その中から例えば介護福祉の分野においても、高齢者への生活支援活動を行う事業だとか、それで日常生活の家事支援等も含めるとか、高齢者等への配食サービス等を行う事業だとか、高齢者、障害者、育児従業者等、外出困難者向けのデマンドバスの運行事業だとか、企業

内で重度障害者が就業業務を遂行する上で必要な生活支援活動を行う事業だとか、重度身体障害者への遠距離通勤支援を行う事業、小規模作業所等の製品の販売促進をする事業、これが今の介護福祉分野ですけど、2番目で子育て分野についても3事業へ、3番の医療分野においても1事業、産業振興分野においても8事業、それから情報通信分野においても1事業、観光分野についても8事業、環境分野についても8、農林業についても8、教育文化分野については五つの事業例がございます。やはり国からもらえる、本当に全額もらえるチャンスでございますし、また、これはこういう事業例も具体的にありますので、ただし、3年間やって、その次も続けていかならんかというところに非常に厳しいところもありますけど、ぐあいいいものを見つければ、非常に新しい仕事で3年間は国の助成があって、あとは切れるわけですけども、その辺のところは、上部機関へ聞かしても、知恵を絞れば非常にメリットがあるという事業と言われておりますので、国の予算でも大きいわけですから、その辺のところを、今後の取り組みについて考え方なんですけど、先ほど聞いたんですけど、そういう実情ですので、いいことを見つけたらすばらしいということをおっしゃるので、よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 事業の各分野、広瀬議員さんの御指摘のとおり事業例が列記してございます。ただし、この事業の実施主体が、民間企業とかNPO法人、その他の法人等に委託ということでございますが、地方公共団体が直接実施はだめですよということになっております。それで、その辺の先ほどの1年から3年ということですが、ふるさと雇用再生特別交付金をもらって3年間やって、あとはNPO法人等が自主財源でその事業を、いわゆる交付金が終わった後、また継続していかないといかんという財源的な問題等もございまして、それからまた、これは基金を創設するというところでございまして、労働基準局が地域基金事業協議会の構成員ということになっておりますので、その辺がまだ、どの市内のNPO法人が構成員であるかということも確認がとれておりませんので、いろんな条件がクリアされれば、市としても検討していきたいというふうに考えております。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 先ほど言いましたように、やっぱり緊急雇用創出は全国的に1,500億、ふるさと雇用再生交付金は全国的に2,500億ということなんですので、次に、今の内閣でも、これをまた上積みするような傾向もございまして、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思っております。

次に、別府四之町の道路新設工事についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、昭和60年当時県道でありました県道大垣・穂積・岐阜線の歩道設置に伴いまして、この土地の所有者Aの駐車場が数台不足となり、道路計画がされ、当時の穂積

町長が、昭和60年2月15日、A氏あてに、穂積町大字別府四之町道路新設工事別紙表示箇所については、昭和60年度施行することを確約しますの確約書が提出されております。平成6年5月17日付で、A氏が穂積町長に、この件について前向きに検討方の要望が提出されております。平成19年12月議会定例会で質問の際、地権者の同意が得られれば工事を進めていきたいとの回答をいただいております。その後、鋭意努力中と推察いたしますが、具体的な経過についてお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 広瀬議員さんの、別府字四之町の道路新設工事についてお答えいたします。

御質問の箇所の道路新設工事につきましては、沿線に土地をお持ちの地権者の御協力をいただかないと進まない中でございますが、当初6メートル道路の計画をいたしました。北側にアパートが水路境界いっぱい建ち並んだこともあり、南側のみの片側拡幅により4.54メートルに計画を修正して現在に至っておりますが、その間につきましても、右側の一部の土地所有者が当時と変わっております。水路境界いっぱい家を建築されたところもありますので、再度道路計画に御協力をいただくには大変困難になっております。地元要望もございまして、今後も継続的に話し合いをさせていただき、御理解、御協力が得られましたら、工事を進めたいというふうに思います。何分にも地権者とか地元の合意形成が大事でございますので、昭和60年代当時の町長の確約書が地権者に交付されておるといこともございまして、いろんな条件、高いハードルがございまして、御理解、御協力が得られれば、継続して工事を実施していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） これはもともと、今御説明は聞いたんですが、当時の松野町長も、確約書が出ておるからということで60年前半は物すごく精力的にやっていたんで、本当に2名ぐらいだったと思います。それはどっちかという西の方で、今のAさんのところまでは完全に道路がついた状態だったわけです、当時。それであるんですけども、なかなかそれ以降、もう少しというところが、例えばそこまでできておれば、その時点ではできるんです、了解を得ていけば。そのことがなされなかって、今、変わってきたわけですけども。御承知のように、これはAさんだけ、Bさんの場合は、数台の分は手当がされているわけです。そういう点も踏まえすと、先ほど言いましたように、60年から今はもう23年ぐらいたっているわけです。その時点で半年ぐらいは前向きにやっていたんで、それ以後、本当に滞っていると思うんです。仮に、この前も言ったことがあります、先ほど部長が言われましたように、水路だけで2メートル54あるわけです。それで、仮に2人の人がどうしてもだめでも、何とか通

れることは通れるわけです、短いのですから。今のバスターミナルの北も、いろんなことで、二残っておるようでございますが、そういう気持ちがあれば、すぐにでも私はできると思うんですよ。その点について回答してください。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 水路の背割り道路のことかと思いますが、穂積町時代につきましては、背割り水路6メートルということで、それぞれ地元に入りまして、いろいろ協議したわけですが、先ほども言いましたように、水路いっぱいの一部地権者が建てられたという経緯がございます。それで、当時もだったと思いますが、工事についてはできるだけ手戻りのないようということで、起点、終点を一連の工事を実施していきたいというような考えがあったかと思いますが、それで、部分的にぎりぎりいっぱいになったときなんかだと4メートル50ぐらいの道路になるわけですが、地元がそれでも納得して、やってほしいということの強い要望があれば、その辺も考慮の判断に過去においてはあったかというふうには判断しますが、その辺は地元の皆さんと、6メートル、途中から4.5ということでも、やってほしいというような地元合意形成があれば、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 部長は新しいというか、6メートルというのはもともと、あれは御承知のように背割り道路ですので、原則が6メートルということで、長さも短いのですから、もともと、今言われた、2.57に両方へ1メートルということがあって、それが片方でもということで、もっと狭くなっちゃうわけですがけれども、4.5、1メートルずつ両側へというところで、とれないのは、北側の1軒だけです。そういう点がありますので、早急に検討していただきたいと思います。

市長にお尋ねしますが、今お聞きのとおりですが、23年近く滞っておるわけですが、その点について、今後の考え方、進め方についてお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 御質問のことにつきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

もう20年も前の話でございまして、まさに世紀でいいますと20世紀の問題でございまして。それを今私のところで出ておるわけでございますけれども、こんな問題がまだ本当に多数あって、私も頭を痛めておるところでございます。どうしてもお答えが無理なところでありまして、先ほど部長の方からお答えさせていただきましたように、地元がそれでいいというところでございます。もしも私が見せていただきまして、工事を進めるように指示をしていきたいと、このように思っております。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 市長からも前向きの回答を得ましたので、早急に地元のことも、会議等を開いていただいて前向きに進めていただきたいと思います。

次に、美しいまちづくりについてお尋ねをいたします。

市民が健康で安全で、かつ快適な生活を営むために必要な生活環境を確保するため、市、市民、事業者等が一体となって、空き缶等のごみの散乱を防止するとともに、空き缶等のごみの清掃を行い、環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的で、瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例が制定されております。

最近では、従来から行われている清掃活動や啓発のみでは十分な対策が得られず、市民からの苦情も増加し、担当者も苦慮されていると考えます。現状及び今後の市としてどのような対策を考えておられるか、お尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 広瀬議員の御指摘のとおりでございます。一部の市民のモラルの欠如が、瑞穂市の美しい景観を汚しているというふうな現状でございます。議員御提示の瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例が、平成15年5月1日に制定され、施行されております。この条例の第8条、清潔の保持というのがございまして、ちょっと原文を読みますと、「市民等事業者及び占有者等は、道路、河川、水路、公園、広場及びその他公共の場所並びに他の者が占有し、または管理する場所に空き缶等のごみを放置し、または汚してはならない」。第2項、「飼い主は、前項に規定する場所を汚染するような行為を飼い犬等が行った場合、汚物の処理を十分に行い、清潔にしなければならない」。3項、「市長は、空閑地等が管理不良な状態にあるとき、または管理不良な状態になるおそれがあるときは、当該空閑地の所有者等に対して通知し、必要な措置を求めることができる」。さらに第9条には、立入調査というのが制定されております。第9条、「市長は、この条例の施行に関し、必要な限度において職員を空き缶等のごみが散乱している土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる」。第2項、「前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない」。さらに第10条、勧告があります。「市長は、前条の規定により空き缶等のごみを投棄し、または汚した者を発見したときは、その者に対し、回収及び清掃等、適切な措置を講ずるように勧告することができる」。さらに第11条には、回収及び清掃命令というのが決められております。「市長は、前条の規定により勧告を受けた者が、正当な理由がなく従わないときは、期限を定め、その勧告に従うべきことを命令することができる。この場合において、この命令に従わないときは、市長はその内容等を公表することができる」というふうに、瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例というのが、平成15年5月1日に制定され、施行されました。本来は、市民の方がこの条例を守ってくださっておれば問題はないというふ

うに考えております。現状は、議員の御指摘のとおり、うちの職員も大変苦慮し、要は苦情処理に携わっておるといふふうな状況でございます。今後は、この条例の周知徹底、並びに職員による現場での指導に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 確かにモラルといいますが、本当に立派な条例が、部長じゃないけどできているわけですが、実際、なかなか守れていないという実情だと思います。岐阜県下においても、たしかちょっとデータは古いんですが、2年ほど前の県のネットに載っているんですけど、やはり9市町村で罰則付ということで、市町村空き缶ばい捨て防止条例制定ということで、やはり先ほど言われたすばらしい条例があるんですけども、その啓発等、1年に1回清掃をみんなでするとか、いろんなことをやっておっただけなんですけど、そして、さらに犬のふんにしましても、アルミで立派な絵がかいてあるんですけども、それでもモラルが悪くなったというか、本当にひどいものだと思うんです。私、この質問をするのも、ちょっと会合のときにお話をしていたら、ぜひこのことをやっていただきたいと。農家の人がちょっと言いましたんですが、やはり習性がありますので同じところで排出をしていると。ひどいときには、ハクサイをもうとろうかなと思ったときに、それにもかけていたり、いろんな廃棄物を出していくということで、本当に困っておられるわけです。それでもその隣に大きな瑞穂市の看板が上がっているわけですけど、それでもですから、やはりその辺のところ、よほどその条例のあること自体も知らない方もあると思いますので、その辺のところ、条例を例えばそういう罰則付といいますが、やはりそれもそれなりに泣きどころもあって、監視する人だとか、いろんな面がございますので、一番いいのは市民がみんなモラルを持ってもらえばいいわけです。しかし、それだけではちょっと厳しいと思いますので、これからの罰則に行くまでの市民への啓発をどのようにしていかれるつもりなのか、お聞かせください。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） その点が一番頭の痛いところでございます。今後は議会の先生方もいい御提案をしていただき、また執行部としましても考えていきますので、一緒に考えていきたいと思います。いかがですか。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ちなみに農地についても、農業委員の方たちがいろいろと骨折っていただいております。それから、今部長が言われましたように、担当者も大変だということ。その辺の件数について、お手元にありましたら願います。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 件数でございますが、うちの環境課で把握しているものであります。農地以外の荒地でいいますと、平成19年度は23件ございました。平成20年度、今年度は、まだ途中でありますが、現在のところ37件、うち1件は業者を紹介、費用は自己負担というふうになっております。ちなみに、そのほかで犬とか猫の件数でございますが、環境課では、道路に事故で亡くなった犬とか猫、廃掃法では、人間は死体と言いますが、犬・猫は廃棄物になります。それで、その処理件数であります。平成19年度は全部で249件、ほぼ毎日環境課が出動しております。それから平成20年度、2月末現在であります。284件ございました。参考までに、犬など、保健所へ持って行って、そこで処理される件数であります。平成19年度は52件、それから平成20年度、途中でありますが、現在のところ80件というふうな現状であります。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） この条例で、先ほど一部読んでいただいたんですが、ほかの方にも市が行うべきことも非常にあると思いますので、市民に、私たちも一緒になっていることで検討していかないと、最終的には罰則をやらなければだめだということにならないように、みんなで行っていきたいと思います。それで、美しくするということが本当にいいことですので、市としてやはり今後とも条例に基づいて啓蒙することが大分あるようですので、ぜひお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（小川勝範君） 次に、改革、西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

4番（西岡一成君） 4番、改革の西岡一成でございます。

私は、4点につきまして一般質問をさせていただきます。

一つは、再び禁煙対策についてということで、たばこの問題。二つ目は、名古屋紡績関連の質問をさせていただきます。三つ目は、要介護認定者の障害者控除について。申しわけございませんが、この「害」が漢字になっておりますので、平仮名に訂正をしていただきたいと思います。4点目が、非正規雇用職員の労働条件についての以上でございます。まことに申しわけございませんが、4点目につきましては、ちょっと時間が足りないかもわかりません。そうになりましたら、6月議会に回させていただきたいと思っておりますので、議長にはまことに恐縮でございますけれども、よろしくお取り計らいいただければありがたいと思っております。

じゃあ、質問席に移らせていただきます。

まず禁煙対策についてでございます。

12月議会でも取り上げましたけれども、あるテレビ番組を見まして、やっぱりこれはやって

おかないといかな、こういうふうに強く思い立った次第であります。12月議会では、たばこの有害性について多くの時間を費やしました関係で、具体的な禁煙対策についてまできちっと詰めた質問を行うことができおりません。したがって、今回は具体的な禁煙対策を提言させていただきたいと思いますので、執行部におかれましては、住民の命と健康を預かる自治体としての真摯な答弁を求めるものであります。

さて、あるテレビ番組と申しますのは、2月24日、夜8時から名テレで放送されました、「最終警告！たけしの本当は怖い家庭の医学」という番組であります。この日は、「本当は怖い、たばこの言いわけ」、こういうテーマで、たばこの怖さや、たばこをやめられない本当の原因、そして、たばこをやめるための禁煙外来などを取り上げていたところでございます。

そこで、まずお聞きをしたいと思うんですが、執行部でこの番組を見られた方はいらっしゃるでしょうか。それぞれの縦割りはやめていただいて、もしおられましたら、番組についての感想を述べていただければありがたいと思います。それを踏まえまして、また一問一答で質問をさせていただきます。

議長（小川勝範君） 西岡一成君、見られた方の感想ということですね。

4番（西岡一成君） おられればということで。

議長（小川勝範君） なければ答弁はいいですか。

4番（西岡一成君） いなければいいです。

議長（小川勝範君） 見られた方はおられますか。

おられないようでございますので、次の質問に行ってください。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） そんなことはないと思うんですけど、1人ぐらいはあの番組を見ておられた方が多分いらっしゃるのではないかというふうに思います。それは見られていないということですから、簡略に番組の状況を言いますと、あるT・Yさん、男性、50歳の会社員です。大手メーカーの営業部長。T・Yさんは喫煙歴30年の愛煙家。せきやたんが出るのは長年の喫煙のせいと自覚し、内心では禁煙したいと思っていました。しかし、たばこを1本吸うだけで仕事に集中できるため、なかなかやめられません。そんなある日、ついに禁煙を始めたものの、その途端、いらいらが募り、結局三日坊主に。何かと言いわけをしては、再びたばこを吸うようになってしまいます。5年後、風邪を引いたにもかかわらず、大事な営業があったため、無理を押し出して社したものの、突然呼吸困難に襲われるわけです。

そこで、この呼吸困難がなぜ起こったかということなんですが、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、こういうことで、なぜ喫煙からCOPDになっていくのか。COPDとは、主に喫煙が原因で気管支や肺の組織が壊れ、肺が膨らんだまま動かなくなってしまう病気です。現

在、年間40万人もの人がこの病気を発症しておるわけでありまして、潜在的な患者数は年間40万人の人に対して10倍以上、つまり530万人というふうに考えられておまして、年々増加の一途をたどっているということです。しかも患者の95%が喫煙者。喫煙者の4人に1人はCOPDになると考えられております。T・Yさんの場合も喫煙が原因でした。

では、一体なぜたばこをやめることができなかったのでしょうか。そこが問題ですね。もうおわかりのとおりだと思うんですが、その原因は、意志が弱いという問題だけではありません。たばこを自分の意志でやめられる人というのは5%から10%しかいない。物すごい意志が強くなければ、普通の状態ではやめられない。もう90%から95%がやめられない。それはなぜかということなんですね。その原因は、実はたばこ脳との密接な関係にある。私たちの脳は、ドーパミンやノルアドレナリン等といった神経伝達物質を日常的に放出しています。これらの物質には、幸せを感じたり緊張を取り除くといった働きがあり、これにより、ふだん平静を保つことができているということでもあります。ところが、一たん喫煙すると、ニコチンが毛細血管の中に侵入して行って、脳に到達をします。すると、ニコチンが脳にかわって神経伝達物質を放出する命令を出してしまう。これを繰り返すことで、次第に脳は喫煙をしないと神経伝達物質を出さなくなってしまうということです。つまり脳自体がニコチンを求め続けてしまうということなんです。こうなってしまうと、一たん禁煙をしようとしても、ドーパミンなどが分泌されない脳は不安を感じ、その機能が低下。ストレスに支配され、喫煙しないといらいらする状態になる、こういうメカニズムだそうであります。

そして、T・Yさんは酒の席で、そういう雰囲気もありますから、結局、ちょっとということ吸ってしまうんですね。こういう状態こそが実はニコチン依存症。喫煙をやめようとしても、神経伝達物質が不足している脳の指令により、ついついたばこを吸ってしまう。つまり、脳がニコチンに大きく依存してしまっているということなんです。

でも、この喫煙によって変化してしまった脳はもう戻らないのかというと、そういうことではないそうです。2週間ほどニコチンを絶てば、脳は喫煙する前と同じ量の神経伝達物質を分泌するようになると言われておるそうです。だからこそこの2週間、しっかりやめる環境づくりをサポートする家族の力もすごく要るんですね。職場でもそうなんです。それはまた後でやりますけれども、そういう状況がこの番組の状態だったんですね。なかなかやめられない。やめたいと思う人は6割から7割いる。4回も5回もやめようとする人も結構いるそうなんです。けれども、結局はやめきれないというのが、今言ったような事情があるからだということなんです。

12月議会では、松井市民部長の方からもたばこの害について、全く同感するような答弁をいただいております。新田総務部長、それから福野管理部長から、今のこの瑞穂市の現状について答弁をいただきました。分煙対策が今の現状でありました。ただ、巢南では、2階の大会議

室前については分煙すらできていないのが実態でございます。こういう報告だったと思うんですね。

そこでまずお聞きしますけれども、現状のままで、それでいいんでしょうか。そのことについて、まず新田部長、答弁いただければと思います。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 再び禁煙対策ということで御質問をいただいております。

ニコチン依存症のメカニズムにつきましては、議員御指摘のように、細かい部分を指摘していただきました。たばこ脳との密接な関係、あるいは脳内に及ぼすドーパミンあるいはノルアドレナリンに対する神経伝達物質を日常的に放出しているということで、具体的にCOPD（慢性閉塞性肺疾患）ということだと思えますが、これの罹患率が大変喫煙者に対しては95%と高率であるというふうなお話でございました。中で一部、2週間ほどニコチンを絶てば、脳は喫煙する前と同じ量の神経伝達物質を分泌することになるというふうなことも言われております。各喫煙者はもちろんですが、職員を初め、健康を預かっておる保健部門とも連携をしながら、たばこが与える健康の害の部分を十分啓発しながら、そうした禁煙対策に取り組んでいきたいというふうに思っております。

現状につきましては、施設の現状についてちょっとお話をさせていただきますと、市内の各公共施設、総合センター、市民センターなど、不特定多数の市民が集まります施設につきましては分煙対策を行う。スペースのある施設においては、できる限り施設内に喫煙所を設置しているというふうな現状でございます。また、室内の喫煙所が設置できない施設におきましては、屋外に喫煙所を設置していますし、一部野外での喫煙所ということで、一部問題があるかどうかは思いますけれど、この部分も改善をしながら、そうしたところで現在行っているというのが現状でございます。

庁舎関係ですが、穂積庁舎におきましては、換気扇のある喫煙所及び屋上や屋外に喫煙所を設置しておるということでございます。一部庁舎内にたばこの煙が入ってくるというふうな来庁者からの苦情等もいただいておりますというのが現状でございます。原因となる喫煙所を、この部分につきましては廃止をしていく方向で検討をしていきたいというふうに思っておりますし、御承知のとおり、各学校施設におきましては、施設内の全面禁煙ということになっております。市民を対象としました健康づくりの観点から、禁煙対策につきましては、不特定多数の方が集合する空間、あるいは職場では、原則禁煙を目指して、庁舎内あるいは家庭内における受動喫煙の危険性につきましても、普及啓発に努めてまいりたいというふうに思っております。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今答弁をいただきましたけれども、そういう構えではだめですね、はっ

きり言って。それは議会の質問に対して、その場を通り過ぎるという構えの答弁でしかないというふうに思います。全世界で毎年350万人が喫煙によって死亡、日本でも9万5,000人が死亡、肺がん患者の72%が、たばこを吸わなければがんにかからなかった、こういうふうに言われております。受動喫煙で約3万人が死亡しております。喫煙者は、自分と家族、さらには他人の健康をも破壊をしているんだと、その事実と真正面から向き合うことを避けているんじゃないかというふうに思います。

健康だけの問題ではありません。財政的な問題についても、これも12月議会で申し上げましたけれども、10年ほど前の算出ですね。国立がんセンターの後藤公彦先生が算出したわけがありますけれども、たばこ産業の経済メリット、たばこ税等々を含めて2兆8,000億円。これに対してたばこ産業社会コスト、医療費等も含めて5兆6,000億円。差し引きで2兆8,000億円の損失なんです。たばこを吸う人はよく言います。私もかつてそうだったんですけど。たばこ産業は、国家財政に大きく貢献している、こういうことを、昔、穂積の町議会の中でもよく言われましたけれども、そうじゃないです。むしろ、たばこ産業は、国家財政に大きく貢献しているどころか、その逆なんです。そのことを考えたら、本当にいいことはない。ストレスがたまる、それはニコチンのせいなんです。病気の症状を呈しておる姿が、いらいらするとか、たばこを吸わんとだめだとかという病気そのものなんです。ですから、このニコチン依存症というものは病気である。だから、その人は病人なんだ。だから治療が必要なんだ。こういうふうに私は考えるわけですけども、執行部、どうですか、その見解をちょっと承りたいんですが。議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） たばこの害につきまして、るるお話をいただきまして、受動喫煙で3万人強が亡くなってみえるとか、たばこによる損失という部分では2兆8,000億円ほど大きく損するじゃないかと。たばこ税の入ってくるどころではないよというようなことでございますが、私は市民部ということで、税の方も担当させていただいています。あるいは、健康の方も担当させていただいておるわけですが、相反するところが若干あるかと思いますが、西岡議員さんの言われますところのたばこに関しましては、私どもの所管の課としましては、保健事業かということでございますが、その部分については、母子手帳の交付のときとか、あるいは禁煙を呼びかけるチラシとか、あるいは禁煙指導などを行っています。また、特定保健指導で禁煙の話をさせていただいたりというようなことで、さまざまなき、それぞれに禁煙ということを保健師たちが行ってあります。保健事業については、禁煙教室を実施しておりますし、たばこの害についても保健指導しているということで、今年度、当初予算案の中にも禁煙教室の予算等々を盛り込ませてもらっております。私どもとしましては、一生懸命喫煙の害をPRしながら、少しでも禁煙をしていただくように努めていくつもりでございます。以上でございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 禁煙 P R というのですが、後でまた具体的なことについては提言をさせていただきますけれども、ここに禁煙治療のための標準手順書、これ2008年4月に、日本循環器学会、日本肺がん学会、日本がん学会の三つの学会が第3版を出しております。見られた方もおありかと思うんですけども、その「はじめに」の中でも、「喫煙は、我が国のような先進国において、疾病や死亡の原因の中で防ぐことのできる単一で最大のものであり、禁煙は、今日最も確実にかつ短期的に大量の重篤な疾病や死亡を劇的に減らすことのできる方法です。すなわち、禁煙推進は、喫煙者、被喫煙者の健康の維持と莫大な保険財政の節約になり、社会全体の健康増進に寄与する最大のものと言っても過言ではありません」ということですね。先ほど言った、喫煙習慣の本質はニコチン依存症であり、本人の意志の力だけで長期間の禁煙ができる喫煙者はごくわずかなことが明らかになっているとか、いろんな先ほど言ったようなことも書いておるんですけども、要するに、嗜好の問題ではないということなんです。たばこを吸うというのは嗜好の問題だとか、そうじゃないということなんです。そこのところをしっかり認識をしていかなければならないということなんです。

2006年度から保険適用がされるようになりました。これは先ほどから申し上げているように、病気であるということが明確に位置づけられるということですね。だから保険がきくということなんです。それで、ちょっとせつかくですから言っておきますけれども、保険給付の対象というのは、四つの条件を満たさなきゃいけないんですね。1．直ちに禁煙しようと考えていること、2．ニコチン依存症のスクリーニングテストが5点以上であること、3．ブリンクマン指数、つまり1日の喫煙本数掛ける喫煙年数が200以上であること。計算してくださいよ、1日の喫煙本数掛ける喫煙年数が200以上であること。4．禁煙治療を受けることを文書により同意していること、この四つの条件にすべて該当すると、保険給付を受けて治療することができるということなんです。

それで、スクリーニングテストというのがあるんですけども、これは10項目の質問で構成されておりまして、「はい」というのが1点です。「いいえ」は零点です。全部で5点以上あれば、ニコチン依存症です。だから、ちょっと時間をかりて中身だけ言っておきますから、思い当たる方はチェックしてくださいよ。

問1．自分が吸うつもりよりも、ずうっと多くたばこを吸ってしまうことがありましたか。
問2．禁煙や本数を減らそうと試みて、できなかったことがありましたか。問3．禁煙したり本数を減らそうとしたときに、たばこが欲しくて欲しくてたまらなくなることはありませんでしたか。
問4．禁煙したり本数を減らしたときに、次のどれかがありましたか。いらいら、神経質、落ちつかない、集中しにくい、憂うつ、頭痛、眠気、胃のむかつき、脈が遅い、手の震え、食欲

または体重増加。問5．問4で伺った症状を消すために、またたばこを吸い始めることがありましたか。問6．重い病気にかかったときに、たばこはよくないとわかっているのに吸うことがありましたか。問7．たばこのために自分に健康問題が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか。問8．たばこのために自分に精神的問題が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか。問9．自分はたばこに依存していると感じることがありましたか。問10．たばこが吸えないような仕事やつき合いを避けることが何度かありましたか。これで10問ですね。

このうち、「はい」というのが五つあったら5点で、間違いなしにニコチン中毒症。治療を受けなきゃいけない病人であるということ。患者だということですね。ですから、そういうことも学会でここまで来ておるんですよ。それで、ちなみに学会の話をしておきますと、日本呼吸器内視鏡学会、これも2002年に第25回の日本気管支学会総会で禁煙活動宣言、行政に対して、公道での喫煙を全面的に禁止するよう要望する、こういうことですね。あと日本小児科学会、日本小児保健協会、日本小児科医会、平成17年12月6日に採択した子供のための無煙社会推進宣言の中で、路上禁煙地域の拡大を推進する。少なくとも通学路はすべて禁煙とし、通学路標識に付随して、「歩行中禁煙」の表示を行う。また、保護者を含んだすべての喫煙者に対して、子供は歩く禁煙マークであることの認識を持たせ、子供のそばでの喫煙が許されない行為であるという自覚を促す、こういうことを言っておるんです。

市長も12月の答弁で、いつ、どこを具体的にという、今話はどういうことを言ったんですけども、実は2007年7月のたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の第2回締約会議が開かれた。そこで我が国も出席をしているわけでありましてけれども、そこでは、たばこ規制枠組条約第8条とそのガイドラインを2010年、これは12月議会でも言いましたよ、2010年2月までに実行することを満場一致で決定をしたということです。今何年ですか。2009年のもうすぐ4月です。来年の2月です。具体的には、人が集まる場所での全面禁煙化。そうした施設内に、いかなる形態の喫煙所も設けない、こういうことなんです。ですから、先ほどの執行部のようなPRをすとか、禁煙教育をする、大事なんですよ。そのことは大事なんですけど、そういうふうな次元の時期ではもうないということなんです。物すごく意識がおくれている。日本人の男性のたばこを吸う率はやっぱり高いですね。40%ぐらい。アメリカでは、少なくなったがために肺がん患者が少なくなった、こういう報告も出ておるところであります。ですから、ぜひこういう国際的な、要するに条約を批准しているんですから。批准した後、出かけて行って、また満場一致で確認しているんですから、そういう流れを考えなきゃいけない。

WHOの事務総長は、こうも言っておるんですよ。大人は、子供の手本を示さなきゃいけない。その子供たちがたばこのない社会で成長していく、そういう社会をつくっていかなくちゃいけない、こう言っておるんですね。ですから、日本のこのたばこに対する認識は、非常に私

は低いんではないかというふうに思います。ある点においては、大麻よりも害毒の面がある、そういう説だってあるわけですから。だから、そこら辺のところをよくお考えいただきたいと
思います。たばこは百害あって一利なし、こういう禁煙教育をやっていくということ。具体的
には、時間がありませんので言っておきますけれども、一つは、先ほど市民部長も言われてお
ったように、禁煙教育。これ小・中学校なんかでの禁煙教育をやられておると思うんですけれ
ども、その実態についてちょっと報告してください。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今の議員の質問に答えさせていただきます。

ちょっと風邪を引いておりまして、声が聞きにくいかと思いますが、よろしくお願ひします。

学校においては、いろいろ薬物依存にかかわるようなものとか、たばこの害については、指
導する場がございまして、体育の時間においても行っておりますし、学校全体としてもそうい
ったことについては、生徒指導の絡みもございまして、中学校においてはたばこを吸うという
ことに関しては大きな問題としておりますし、そういったものについては繰り返し指導をして
おるところでございます。

それから、先ほど市民部の方からもお答えがございましたが、以前は学校内でたばこを吸うと
いうことを職員がしておったんですが、現在は敷地内全面禁煙というようなことで、いろいろ
吸う機会も減ってきているというような状況でございます。以上です。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） あまり歯切れのいい答弁じゃないと思いますね。たばこの害は子供だけ
じゃないですよ、先ほどから言っておるように。子供も大人も、人間、あるいは自然だって、
動物だって関係するかもわかりませんが、そういう問題として考えなきゃいけないし、
一つ言っておけば、禁煙教育をしながら教育現場で先生方がたばこを、その現場で吸うわけじ
ゃないですけども、教えながらたばこを吸うというような、こんな矛盾はないと思うんです
よ。子供たちにたばこの害を教える本人が、たばこを吸っている。これが果たして教育かと。
教育で禁煙を教えながら、片一方でたばこを吸っている。反面教育です、はっきり言って。そ
うじゃないですか。それはニコチンに冒されているからですよ、そういうことができるのは。
そんな矛盾した行為ができるのは、ニコチンでやっぱり脳がやられておるんです。そのことを
しっかり自覚をしていただきたいと
思います。ですから、それを言っておきます、もう時間がない
ですからね。あとは社会教育として、医師会だとか、あるいはサークル等へ出かけていっ
て、そんな医学会の資料は幾らでもありますから、出かけて行って、学習会をする。命の大事
さ、家族の大事さ、あるいはそういう地域の大事さということとセットでみんなで学び合っ
ていく、こういうことが大切ではなからうかと、こういうふうに思いますが、いかがですか。

議長（小川勝範君） 西岡一成君、だれに答弁させましょう。

4番（西岡一成君） だれでも。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方から御質問にお答えしたいと思います。

昨年の12月の議会で、西岡議員から、このたばこの問題について御質問がございました。私は、過去四十数年間、ヘビースモーカーでございまして、一番つらいことを聞いておるところでございまして、こういう話を聞いておると胸が痛くなるのが現実でございまして、今聞いておったところでございます。今答弁をさせていただきますのは、すべて皆喫煙者ばかりでございまして。

実は去年の12月の議会がございまして、1月から禁煙をいたしました。15日間は全く一本も吸わなかったんですが、やはり意志が弱いといいますが、ニコチン依存症、これは病気ですので、なかなか治りません。きょうの御質問、御提言を聞きまして、特に受動喫煙で3万人の人が亡くなっていると。本人が死ぬのは自業自得でございしますが、受動喫煙でとこういうことを考えますと、本当に真剣に取り組まなければいけないな、こう思っておるところでございまして。今後いろいろ検討を加えまして、議会の皆さんとも十分御相談を申し上げて、瑞穂市のこのたばこに関しましてのあるべき方向というのを決定していきたい、このように思っておるところでございまして。現在のところはここまでの答弁とさせていただきますと思います。よろしくお願いを申し上げます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） あと具体的には、罰則つきのばい捨て禁煙条例を制定をする。その内容としては、先ほど申し上げた通学路や往来の頻繁な路上を禁煙区域にするとか、つまり社会環境をつくっていくということなんですよ、一つでも。自分の意志と闘う、そして病気を治す。

病気を治すためには禁煙治療の内容をちょっと紹介しておきますと、いろんな診察で呼気一酸化炭素濃度の測定とか、禁煙するためのアドバイスをしていただくとか、補助薬を処方してもらうとか、皆さん御存じのニコチンパッチとかニコチンガムとか、あるいはバレニクリンという薬があるそうですけれども、それは副作用もありますけれども、それは医師のもとで適切な処方をしていただく中で禁煙を闘い取るということがやっぱり必要だというふうに思います。繰り返しますけれども、社会的な環境をやはりつくっていくということですね。そのことをぜひお願いしたい。

実際、禁煙の外来でも、大学病院等もありますし、あるいは穂積の中でいえば、吉村内科とほづみクリニックで、いわゆる禁煙の診察をしていただけるということでございますので、近いところにあるわけですから、そこに行くぐらいの時間はあろうかと思っておりますので、ひとつ禁

煙に向けた個々人の努力も含めて頑張っていかなければいけないと思います。

あとは、ばい捨て禁煙条例は言いましたね。あと公共施設内はやっぱり全面禁煙にする、思い切って。そんなもたもたもたもたやっておることじゃないんです。もう2010年2月に枠組条約の実行が迫っております。そういう認識をぜひ持っていただきたいと思います。今の具体的な提言に対してちょっと、市長は答弁されましたけど、もう一つ、さっきの禁煙しようというその思いが大事だと思うんですよ。その思いさえあれば、あとは周りの社会的環境をどんどん積極的に自分が提起してやっていったら、自分もやめざるを得なくなりますよ。そういう意味で、ちょっともう一回具体的な方針について答弁を求めたいと思います。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 禁煙ということでは、私も喫煙しておりますので、大変厳しいお話を承った、自分にとってということでございます。なるほどということも考えております。そういったことについては、携わる我々公務員としても重々考えて、何が一番自分たちにとって、あるいは市民にとってということを考えて中で、施設的なもの、それからいろんな建物、敷地云々ということを含めて、再度検討をさせていただきたいと思います。特に担当しております禁煙のことでございますが、市民へのそういった禁煙対策、あるいはそれに対する云々というような病気名、いろんなものが発生するかというふうに思います。そういったことを踏まえて、ここがこうだということではなくて、全体をとらえた中で禁煙に向けて進んでいきたいというふうに思っております。大変私にとっては心が痛いお話というふうに聞いておりました。以上で答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 副市長からも答弁をいただきましたけれども、要するにリップサービス、あるいは全体をとらえた中で、言葉はいかにももっともらしく聞こえるんだけど、それは中身がないということなんですよ、そういう言い方は。自分が闘うというその気持ちがない、そういう答弁は。自分の健康がかかっている。父ちゃんに長生きしてもらいたい、家族の気持ちもこもっておる。そういう心がないということなんです。だから、この場さえ過ぎればそれでいいという、そういう問題じゃないということを言っているの。最初に言ったでしょう、向き合うということ。私なんかも40本から50本吸っていたんですから。それをやめたんですから。それは健康のためですよ。健康のためにやめたんです。ぜひひとつお願いをいたします。

二つ目ですけれども、名古屋紡績の関連についてお尋ねをしておきます。

名古屋紡績敷地内の旧河川に係る共有名義の土地について一般質問をさせていただきましたけれども、その後の経過がどうなったのか、御報告をいただきたいと思います。

それに関連して、イオンモールの誘致については、その後、どうなっているんでしょうか。

市にはどういう報告が来ているんでしょうか。それをまずお聞きいたします。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） お答えいたします。

御質問の旧河川に係る未処理になっておりました土地についてでございますが、法務局の手続も済み、平成21年1月に土地処理は終了いたしました。

続きまして、イオンモールの誘致についてでございますけれども、特に昨年秋からの経済情勢の悪化等に伴いまして、事業主体でありますイオンモール株式会社は、名古屋紡績跡地の開発につきまして、白紙撤回することとなりました。また、市への報告につきましては、本年、ことし1月に入ってから、名古屋紡績株式会社、イオンモール株式会社の両者が同席の上、市長に対しまして、跡地開発の中止の報告がございました。またその後、開発に関係する関係機関でございます岐阜国土工事事務所、木曾川上流河川事務所、岐阜土木事務所、公安委員会、北方署とか県警本部に対しても同様の報告がなされております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） イオンモールを白紙撤回するということで、今の報告の中で、1月に名紡、イオンの両者が市長に、跡地の開発の問題についても話があったということですが、その内容がどういうことであったのか、ちょっとそれもお聞かせをいただきたいと思います。といいますのは、やっぱり名紡の跡地開発、つまり跡地利用についてどうしていくか。所有権が名紡にあるから、名紡が勝手にやっていいというもんじゃないですね。例えば法人住民税にしてみても、それは企業も住民ですよ。ですから、その地域社会の発展とその企業の発展とが共有できるような形でのまちづくり、そして、それに企業が一緒に参加をしているということが、やはりこれからは大事な時代になってくるというふうに思うんですね。

ですから、これもたびたび言っておりますけれども、市と名紡、地権者、さらには住民代表との協議機関を設置して、今後のまちづくりについて協議をする、こういうことがやはり必要ではないかと。これからはやはり社会の中の企業ですから、一定の企業活動、経済活動も規制をされる。それが当たり前なんだというぐらいの考え方に変わっていかないと、やっぱり企業の将来も厳しいものになるんじゃないかというふうに思っておりますので、ちょっと今の質問に対する答弁をお願いいたします。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 跡地利用についてでございますけど、市から名古屋紡績への申し入れをどうするかという件でございますけれども、今現在、市で名古屋紡績跡地の利用計画は、これといったものは定まっていない状況、また土地所有者であられる名古屋紡績におかれまして、経済情勢の悪化の中、開発規模、開発時期の見直し等のことについての想定はされていた

と聞いておりますが、跡地開発の中止というところまでの想定はされていないということで、現時点では、今までの開発に伴う残務整理を始めた時期と聞いております。このような時期ということをお考えすると、市から名古屋紡績の方へ申し入れするには、今の時点では時期尚早と考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今の時点では時期尚早ということは、いつになったらそれが時期尚早ではなくなるんですか。その段階では申し入れしますか。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） それは相手のあることでございますので、名古屋紡績さんの今までの残務整理の進捗も含めまして、その状況がわかる中でどういうふうにしていこうかということになると思います。もちろん、それには市の中の体制をつくるということも必要でございますので、そういうことを総合的に判断いたしまして、次のステップに進むものと考えております。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） では、名紡との連絡を密にとっていただきまして、状況の把握に努めていただきたい。これをお願いしておきます。

3点目ですが、要介護認定者の障害者控除について、ことしはもう申告が終わってしまいましたので、来年に向けて御検討をいただきたいという思いで質問をさせていただきたいと思えます。

私も昨年の12月26日、心臓機能障害、重度3級ということで身障手帳をいただきました。医療費が無料になりましたし、自動車税も減免、列車も半額になりますね。そして、この税金についても、今回初めて障害者控除の対象者となりまして、所得税で27万、住民税でたしか26万だったと思うんですけども、控除できるようになりました。大変助かっております。

そこで思いますのは、障害者と同じように置かれている人たち、特に私たちよりももっと日常生活で不自由をされておられる高齢者の方々の問題であります。具体的には、介護保険で要介護認定を受けておられる方々の場合、どうなっているんだろうと、こういう問題意識から、いろいろ所得税法、地方税法等々で、障害者に準ずるといふ、準ずる人であれば、要するに障害者控除、あるいは特別障害者控除、そういうものを受けられるということで、他の自治体においても取り組まれておるところなんです。しかし、ちょっとその状況について、御報告をまずお願いをしたいと思います。瑞穂市のね。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 平成18年の12月に、もとす広域連合の構成市町村で統一されました

障害者の控除対象認定交付基準が制定されまして、それに基づきまして認定書を交付しているところでございます。19年度には41名の方の申請がございましたので、全員を認定させていただいているのが現状でございます。

また、市としましては、この制度につきまして、広報等でお知らせしておりますし、またケアマネ会議等で制度の説明をさせていただいているのが現状でございます。また、要介護認定の通知の際にも、その旨を本人さんの方に御案内、その制度についての周知を徹底しているところが現状でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 岐阜市では、要介護認定の高齢者全員に対して、障害者控除対象者認定書の交付申請についてという書類を送っているということを聞いておるんですね。全員にね。ですから、要するにこの控除対象者の認定基準をどうするかということも大事だと思うんですね。これ、自治体においてそれぞれ具体的に調査されていますか。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 基準につきましては、広域の方の介護認定審査会がございますので、そこで医師、それから保健師等が入られて、毎週審査会を開かれております。その中の一環の部分として、要はその方の状態ですね、寝たきりとかそういうような状態も認定と一緒にあわせてこちらの方に報告いただいて、それに基づいてうちの方は認定をさせていただいておるといのが現状でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） ここに瑞穂市障害者控除対象者認定書交付基準というのを持っておりますから、その中身についてはわかったんですね。

今質問をしたのは、これは瑞穂市。もとす広域連合ですから、北方町、本巣市の2市1町の中での基本的なこの認定基準の内容というふうになっていると思うんですね、多分。差はあまりないと思うんですね。ですから、今お聞きしたのは、その他の自治体と比較して、その認定基準はどうなっているか。要介護認定者だったら、どれぐらいのところを実際問題、障害者控除の対象者に行っているのかとか、そこら辺の状況ですよ、これを把握しているかということを知っているんです。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 県下の状況の方でございます。

岐阜市につきましては、要介護1から5までの方すべてに申請書を送っていると。それ以後につきましては、広報等でお知らせするのみということになっているようでございます。

全体的なお話、各町村の状況でございますが、要介護認定のうち、該当すると思われる方に障害控除の対象認定書を送付している市町村が1市、毎年要介護認定者全員に申請書を送付している市が1市、今まで要介護認定者全員に申請書を送付したことがあるが、現在、広報等でのみお知らせをしているというのが2市ございました。そのほか、広報紙等でお知らせしている市は16市、あとは申告会場等でお知らせしているというのが1市あったということで、市の他の現在の状況でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） うちも広報1月号で、障害者控除対象者認定書により障害者控除ができますよということが3行ぐらいで書かれているんですね。その文言を読んでみても、障害者手帳等をお持ちでない方でも、65歳以上の寝たきり等の要介護状態の方だと、こうなっている。そうやってきたら、寝たきりでないと、そういう障害者控除を受けられないんだなという。それを毎年毎年出したって、それはやっぱりだめですよ。それはだめです。ですから、これの広報を出すときの改善の問題、それから、あとは岐阜市のように要介護認定者全員に出す。

で、どうなるかということ、6,200人に送付をして、3,245人が減額になったと。言うところ控除がふえて、税金を戻さなきゃいかんから、そんなことはあまり広めることじゃないんだというふうな格好で臨まれては困る。やっぱりお年寄りが、この間、本当に年金はカットされる、後期高齢者の医療制度が出てくる、その他のいろんな手当がカットされるということで大変なんです。そして、ましてや弱い状況に置かれている人については、逆にその立場、権利を法で明確に、要するに所得税法、それから地方税法等々によってしっかり法的根拠を与えられた、要するに住民の権利ですから、その権利を生かす方向で協力するのが行政の仕事であります。それを押しとどめるようなことをするのは行政の仕事じゃないんです。わかっていると思いますけれども、要介護認定者全員に送付をして、障害者控除、あるいは特別障害者控除が受けられるような認定基準の見直しを含めて、今後さらに検討をしていただきたいということを強くお願いをしておきます。どうしてもたばこのことを言いたかったもんですから、ちょっと……。

議長（小川勝範君） 西岡一成君の質問時間は終了いたしました。

4番（西岡一成君） ちょうど終わりましたので、ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 西岡一成君に注意いたします。本日、一般質問の通告内容等については、傍聴者の皆さん方にも配付してあります。そして、執行部におきましては、貴重な時間を割いて答弁書を作成しております。持ち時間は1時間という決定をされておりますので、持ち時間内にきちっと質問事項は質問していただくよう、今後必ず通告されましたことについて明確に質問していただくことを西岡一成君に注意申し上げます。

議事の都合によりまして、15分間休憩をいたします。11時15分から再開をいたしますので、それまで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時18分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

新生クラブ、星川睦枝君の発言を許します。

星川睦枝君。

17番（星川睦枝君） 議席番号17番 星川睦枝です。

ただいま小川議長及び新生クラブ、藤橋会長に質問の指名をいただき、代表質問を新生クラブとしていたします。

あとは自席でお願いいたします。

平成21年度の行政運営に対しての施策要求といたしまして、平成20年11月4日付にて、瑞穂市議会新生クラブ、藤橋礼治会長の市議10人が、本年度21年度の予算編成に当たっての施策要望書を14項目提出いたしました。瑞穂市議会自由民主党、新生クラブ10名は、安全・安心のできるまちづくりの実現を目指し、また市民の要望を反映させるため、平成21年度の行政運営に対し、施策要望書を提出してから5ヵ月近い月日がたった中で、今の現状と今後の計画、方向性をお聞きしたいと思います。順次質問を行います。

さて、これから質問をする件については、3月9日の総括質疑にて答弁をされている部分があると思いますが、いま一度しっかりとした答弁をいただきたいと思います。

第1点目でございますが、まずこの14項目につきましては、先ほども言いましたように、5ヵ月前に提出しておりますので、各担当者からよろしくお願いいたします。

それでは1点目につきましては、苗田橋北側、旧建設省管理用地について、水害・防災避難所建設の推進を要望したところであります。生津外宮前町一丁目87番地先、糸貫川沿いの土地は、堤防の高さより約2メートルほどを自宅の一部として利用されておりましたが、現在は荒れ地のような状況であります。この付近の堤防は市道として利用され、特に87番地先は道路幅が狭く、また、角地は坂道となり、三差路ともなっております。交通状況は大変危険な場所でもあります。特に水害・防災等の高台避難には、この付近は重要な避難場所、避難経路でもあります。また、河川敷でもあると思いますが、個人所有者との関係、国土交通省との関係もあり、調整が必要なことはわかりますが、まず市道の管理上はどのように計画されているのか、改良計画があればお聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 星川議員さんの1点目の苗田橋北側の水害・防災避難所建設の推進についてはということでございますが、この用地の隣接しておるのは、市道として管理を

しております。早急にこの用地に関する関係機関と協議しながら、取得も含めて対応したいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いしたいというふうに考えております。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 星川睦枝君。

17番（星川睦枝君） ありがとうございます。皆さんも御存じかと思いますが、51年の9・12の経験、私もしておりますが、その地元の住民の方々のお話をお聞きするところによりますと、水が肩近くまで来ていたというお話も聞いておりますので、そこだけではなくても、瑞穂市全体の中でもそういったところがまだまだ残されているのが現状だと思っております。この点につきましては、今、部長の方から御答弁いただきましたが、前向きに早急に検討していただきたいと思っております。

2点目につきまして、カラー舗装の推進、市内重要通学路のカラー舗装の推進でございますが、最近、あちらこちらと申しますか、結構そういった整備もされておられるというのは目についております。この件について、簡単で結構ですので、御答弁いただきたいと思っております。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 2点目の市内主要通学路のカラー舗装の推進ということでございます。

平成19年度、穂積中学校の北の道路814メートルを試験的にカラー舗装ということで施行させていただきました。平成20年度、市内の主要通学路7,431メートルを実施しておりまして、平成21年度につきましても、主要通学路のカラー舗装、約5,000平方メートルを計上させていただいております。

また、これとは別に、まちづくり交付金事業のJR穂積駅周辺地区につきましては、今までにバリアフリー化ということもありまして、1,390平方メートルを実施しております。平成21年度におきましても、約7,170メートルを計上させていただいておりますので、今後も歩行者空間を優先的に、安心・安全な道路施策ということで積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 星川睦枝君。

17番（星川睦枝君） ありがとうございます。

それでは、3点目の瑞穂市立幼稚園及び保育所の運営の早期見直し。これは、私も文教の方でございますが、いろんな問題等もございまして、中身の詳細については私も承知しているところではございますが、もう一度この場でしっかりとした内容等々を御答弁いただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） さきの12月議会において答弁させていただきましたとおりですが、ほづみ幼稚園では、就学前の幼児教育の重要性を踏まえ、公設公営ということで3年間の教育を開始する方向で進めております。平成21年度には耐震補強が必要なほづみ幼稚園の南東園舎及び造形室の耐震補強並びに改修、園舎の北校舎と南校舎をつなぐ東側スロープの改修を進めます。続いて平成22年度に、残りの園舎、北東園舎の改修、西側スロープの改修等を考えております。

運営ということに関しましては、3歳児保育の開始につきまして、平成22年度に募集をし、23年度から開始をする予定でございます。以上です。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 星川睦枝君。

17番（星川睦枝君） ありがとうございます。

4点目でございますが、旭化成から本田中山道までの南北道路の早期着工についてをお願いいたします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 旭化成から本田中山道までの南北道路ということでございますが、現在、瑞穂市道路整備計画審議会の中で、幹線道路ネットワーク、これは道路の骨格でございますが、その骨格の関係とか、また横の環状線軸とか主要幹線道路軸、生活道路軸ということで、今御審議願っておりますので、その中に位置づけながら、計画的に実施していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 星川睦枝君。

17番（星川睦枝君） ありがとうございます。

5点目でございますが、コミュニティバス路線及び停留所の見直しについてをお願いしたいと思います。

これについては、2004年5月1日にコミュニティバスが誕生して、新路線の誕生ができましたから、議会としても特別委員会を設置しまして、いろんな検討を重ね、そして十何回という皆さんの協議をしていただいて、それなりに検討されたことの報告もされてはおりますが、やはり今の現状の中で、まだまだ不都合であるという市民の声も聞かされることが多くございます。そういった中で、この件についてお尋ねしたいと思っておりますので、お願いいたします。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） コミュニティバスについての御質問にお答えをさせていただきます。

みずほバスの現状調査ということで、現在、2月16日から3月6日までの間、総務課職員全員によりまして、全路線、全運行時間帯のバスの体験乗車ということを行っております。こ

れによりまして乗降客の詳細についての調査を行い、実際にバスを利用している人の人数、あるいは実数値の把握に努めております。この調査結果等を踏まえながら、本当に必要な運行コース、あるいは停留所の見直しということを今後検討していく判断材料とする予定でございます。

市としましては、道路運送法が平成18年の10月に改正されたことによりまして、市単独で運行経路の変更等を行うという状況ではなくなっておりまして、それに伴いまして、乗り合いバスの事業者、利用者等の住民、関係機関等で構成いたします地域公共交通会議というものを設置いたしまして、路線、バス停等の見直しをし、その会議において協議あるいは御意見をいただくということで、平成22年4月をめどに向けまして、運行変更を実施していきたいというふうに思っております。

また、近年、特に石油の高騰、あるいは環境問題等で公共交通が見直されつつあります中、みずほバス及び樽見鉄道等の公共交通機関の利用については、利用あるいは利用の利便性が図れるような方向で検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 星川睦枝君。

17番（星川睦枝君） 早急に検討をお願いいたします。

次に6点目としましては、ストックヤードの早期着工、これにつきましては、廃棄物減量等の推進審議会で十分に審議されて、3月5日に審議会から答申が出されましたが、その内容とストックヤードについてどのように審議されたのか、また新年度の執行部としての取り組みについてをお伺いしたいと思いますので、お願いいたします。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 廃棄物減量等推進審議会は、平成20年11月21日に、一般廃棄物処理基本計画の策定についての諮問を受け、2月19日まで4回審議をしていただきました。今月の5日に答申をいただいたところでございます。

内容としましては、一般廃棄物処理基本計画を策定するに当たり、附帯事項として次の6項目の要望がございました。1点目が、ごみの排出抑制のために特に粗大ごみの排出抑制対策が必要であり、速やかに粗大ごみの有料化を実施し、また資源化率の目標を設定して、3R（減らす、再使用、再利用）の実施に向けて検討をすること。2点目が、ごみの発生量及び処理量の見込みは、将来を見据えて処理基本計画に明記すること。3点目が、分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分に関しては、容器包装リサイクル法に基づく分別収集に統一すること。4点目が、行政、市民、事業者の役割を明確にし、協働による計画にすること。5点目が、ごみの適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項は、多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導を徹底し、計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じること。

6点目、ごみの処理施設の整備に関する事項につきましては、最終処分場の今後の方向と整備を速やかに打ち出し、リサイクルセンター建設等を視野に入れて積極的に検討すること。

これを受けまして、執行部といたしましては、一般廃棄物処理基本計画を策定して公表いたします。その中で特にストックヤードにつきましては、収集形態の統一化、粗大廃棄物の有料化を視野に入れて、リサイクルセンター建設に向けて取り組んでいきたいと、かように考えております。よろしく申し上げます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 星川睦枝君。

17番（星川睦枝君） 近隣町村では、特に北方あたりは、はやそういったものもできておりますし、すべて早くするのが当たり前であっても、なかなかできないというのが現状でございますが、こういった環境の件につきましては、特に力を入れて推進していただきたいと思っております。この件につきましては、またよろしく願いたいしまして、次に進ませていただきます。

次に、牛牧南北道路では、要は牛牧団地西側の整備、バイパス地下の道路整備等についてをお聞きしたいと思います。現在、牛牧校区、十九条とか牛牧区において、県道美江寺・西結線のJRのガード拡幅工事が未施行で幅員が狭く、かつ交通量も多いため、歩行者、自転車等の通行は大変危険であり、また生活道路としては利用できない現状であります。そのため、JR北の子供たちの通学路は、大きく南へ迂回することを余儀なくされ、170名ほどの子供たちは、ほかの地区の多くの子供たちが集中する通学路を登下校しており、決して安全・安心でない登下校がなされていると感じられます。また、当地区の人口増加もしており、子供たちが地域で活動する上で、そして地域住民が日常生活を安全・安心で過ごすことができるためにも、当該の南北道路の整備は急務であると考えますが、整備についてのお考えと計画概要をお聞かせください。

そしてまた、南北道路の全線整備には用地取得が不可欠であり、自治会、関係地権者の理解と協力がなければ実現できるものではありません。また、事業費も多大になることが予想され、長期的な事業になるのではないかと考えられます。そこで、整備完了までの期間、子供たちが現在の通学路を登下校することを考慮いたしますと、児童数、そして交通量の増加が今後も見込まれる当地区においてのさらなる安全向上につながる通学路整備の推進をお願いするところでございます。

最後に、JRガード下の拡幅工事について、そして現在通学路で最も危険で、早急の対応が必要である牛牧団地北西交差点の整備について、以上2点、市長のお考えをお尋ねしたいと思っておりますが、よろしく願います。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 牛牧南北道路の関係でございますが、議員御指摘のように、JR北の子供たちが非常に多く登下校しておるということで、通学路の確保ということでございますが、牛牧団地西側の地区も、住宅もふえつつあり、通学路としては、国道21号線の地下道に直接つながる南北道路は、現在2メートルほどの道路でございますが、穂積都市下水路沿いの道路建築に伴って、6メートル道路ということで一部後退をしていただいておりますが、この辺の地元からの要望、あるいは地権者の御協力がなくしては改良工事ができませんので、その辺、地権者の合意等が得られまして、予算の範囲内、また道路整備審議会の生活道路の位置づけ等を考慮しまして、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） なお、堀市長には後ほど答弁させます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 星川睦枝君。

17番（星川睦枝君） 次に、穂積地区の道路拡幅についてをお伺いします。

その1点といたしまして、南北道路について、この道路は、現状は主に通学道路となっておりますが、ところどころ広がっているところもあるものの、東側に大きな用水路もあり、かつ狭い道路と知りつつ車も無理やり通り、大変危険な状態であります。したがって、通学児童の安全面からも早期に拡幅いただきたい。

2点目では、東西道路についても、この道路は主に生活道路であるものの、一部通学道路ともなっている。また車の交通量も相当にあり、今のままではすれ違いのままならず、周辺住民や通学児童らにとっても大変危険な状態になっている。したがって、交通安全面、周辺住民の安全・安心面から、ぜひとも早期に拡幅いただきたいとお願いいたします。図面をつけてお渡ししておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 議員御質問の牛牧地内とか穂積地区内、それぞれの地域別の南北道路につきましては、それぞれ課題があるかと思えます。その辺につきましても、地権者の合意等が得られまして、なおかつまた生活道路の位置づけということで、積極的に整備していきたいと。

また、平成21年度におきましては、穂積地区の都市下水路沿いの道路整備を約100メートルほど計画しております。これは予算措置をしておりますが、全体の穂積町地内の道路整備計画、整備延長も非常に長いということでございますので、一気に住民の要望にこたえるということが非常に難しいかと思えますが、この辺につきましても、計画的に予算措置することによりまして、順次整備していくという予定でございますので、地権者の方、地域の方の御協力をよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 星川睦枝君。

17番（星川睦枝君） ありがとうございます。

次に、東八束田の区画及び道路整備促進についてですが、本田小学校区内の南北道路は少なく、都市基盤としての区画整理がなされていないのが現状であります。本年、本田コミュニティセンターが完成し、地域のコミュニティーの中核となるところでありますが、南北道路が抜けておりませんので、ぜひ区画整理と道路整備促進をお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 八束田の關係の南北道路ということですが、ここは土地改良等もされておられませんので、その辺の土地改良事業等も絡めまして、いわゆる道路計画を整備しながら、あわせてこの面的整備と道路との両方相まったの整備が必要かと思しますので、その辺もこれから地権者、地元区長さん等に働きかけまして、面的整備等もあわせながら計画していきたいというふうに考えております。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 星川睦枝君。

17番（星川睦枝君） 今の八束田の区画及び道路整備促進とあわせて、もう1点は、北方・多度線、只越から巢南の道路整備、これも2点は相なる部分もあろうかと思うので、これについては同じ御答弁になるかと思しますので、次に進めさせてもらいます。

次に、巢南庁舎から東側、南保育・教育センターまでの歩道整備について。巢南庁舎の東側というよりも、ハマセンの信号機のところから南についてですが、この件につきましては、南部に走る車が多くなり、また住宅の数も年々ふえる中で、歩道の整備をしていただきたい。また、南保育・教育センターの周辺においては、大変危険を感じる場面をよく見ることもあり、保護者からも声が出ている次第です。最近では、健康のためジョギングなどを行っている方の姿をよく見かけることもあり、早急に整備をお願いしたいと思っております。その点についてよろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 12点目の北方・多度線のこともちょうとお話をさせていただきたいと思います。

現在、道路整備計画審議会におきまして、今議論をしておるところでございますが、この道路につきましては、市の道路ネットワークにおいて、本路線をその中の一つということに位置づけております。これは生活道路軸ということで、審議会の中で幹線道路のネットワークということで位置づけをしておりますので、この路線につきましては、市全体の中で検討をしていきたいというふうに考えております。

13点目の巢南庁舎東側から南保育・教育センターまでの歩道整備についてでございますが、平成21年度より、地域活力創造基盤整備交付金事業にて事業着手したいというふうに考えております。県道曾井中島・美江寺・大垣線と県道穂積・巢南線の交差点、いわゆるハマセンから南ですが、これを約1キロメートルまで調査設計費と南保育・教育センターまでの用地測量を平成21年に実施したいと、予算を計上させていただいております。用地取得後、順次両側歩道の整備を進める計画にしております。いずれにしましても、主要な幹線道路につきまして、ネットワーク道路もあわせてですが、今審議会で審議していただきまして、その辺を計画的に、予算の許す限り、または地元要望、あるいは地元地権者の御理解のもとに、順次整備をしていく予定でございますので、その際には、議員の皆様方のそれぞれの地域で御協力のほどをよろしく申し上げます。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 星川睦枝君。

17番（星川睦枝君） ありがとうございます。

最後に、14番の柳一色橋の歩道橋の設置についてをお伺いします。

これにつきましては、歩道橋の併設と照明設備の設置をしていただきたいという趣旨でございますが、柳一色橋の利用者が、国道21号線の迂回の自動車、朝日大学、朝日大学附属病院の通院、通学、通勤の方々により、午前7時30分ごろより午前9時ごろに集中し、歩行者は自動車の間のすき間を通り抜けて歩いている状況です。また、夕方から夜にかけては、授業やクラブ活動を終えた学生さんが集団となって橋を歩きます。自動車の運転者からは、坂になっているため見にくく、また橋も暗く、学生さんは話に夢中になって2列、3列で歩いており、運転手が加害者にもなりかねない状況です。夏になりますと、橋の西と東に草が大量に生い茂り、道路にまで伸びて道路幅が狭くなり、草を避けたり、歩行者が自転車と接触しそうになっております。橋の西と東の交差点は、事故多発の場所となっております。地域市民の方々が被害者になっても加害者になっても、悲しいことでございます。今までに何度も市当局にお願いしておりますが、いまだ解決に至っておりません。地域の安全・安心のために、早急に歩道橋の併設と明るい照明の確保をお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 議員御指摘の柳一色の橋の通行状態とか歩行者の安全確保ということにつきましては、非常に多くの方が通行されているということでは認識をしております。その辺を踏まえまして、柳一色の歩道橋設置につきましては、平成21年度にその調査費を計上させていただき、その中で既設にかかる橋を含めまして、中川にかかる橋の構造を、一体がいいのか、また分離して歩道橋だけがいいのかを、前後の取りつけ道路との絡みもありますので、さらに用地費とか補償費を含めた経済性等も考えながら検討していきたいというふうに思っ

おります。何しろ河川が多くあるということは、それぞれ橋があって歩道橋が整備されていないということが、柳一色だけではなく、非常に市内には多くの橋がございますので、その辺の全体計画の中で、優先順位あるいは予算の規模とか、予算の範囲内とか、いろんな総合的に判断しながら、市としてどこが優先であるかということを総合的に判断しながら対応していきたいというふうに考えておりますので、議員の皆様方の御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 星川睦枝君。

17番（星川睦枝君） 新生クラブといたしまして、この要望書を出させていただきました中で、14項目、すべて今再質問をさせていただいたわけですが、やはり今、財政厳しい折でございます、今の内容等につきましては、大変道路関係が多うございます。そういう中で、やはり何度も申し上げますが、安心・安全というこの言葉が幾たびか出てくるわけでございますが、適切な御判断をしていただき、市政運営に当たっていただきたいと思っております。

総まとめといたしまして、市長の方から一言御答弁いただければありがたいと思っております、よろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 新生クラブの方から御要望をいただいておりますことにつきまして、星川議員からいろいろどのように進めておるかという御質問でございます。これにつきまして、ただいま都市整備部長の方から御答弁をさせていただきました。これはすべて調整済みでございますし、このほとんどが基盤整備でございます。私は全部現場も確認をいたしておりますし、御要望がなくてもやらなくてはいけない項目もたくさんありました。それを御要望いただいておりますことにつきまして、しっかりとおこたえをしてみたいと思っております。先ほど申し上げましたように優先順位等々もつけまして、しっかりと取り組んでいきたいというところでございます。けれども、今ありましたこの関連の件は、ほとんどが何らかの形で前へ進めるということで取り組ませていただきますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 星川睦枝君。

17番（星川睦枝君） これで新生クラブの代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で、新生クラブ、星川睦枝君の質問を終了いたします。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

なお、1時から再開をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1 時03分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日本共産党瑞穂市議団、土田裕君の発言を許します。

土田裕君。

12番（土田 裕君） こんにちは。

議長に発言のお許しをいただきまして、日本共産党会派代表として質問させていただきます。
議席番号12番 土田裕です。

昨日の夕刊に派遣切りのネット難民のことなどを書いてある新聞を見ました。職・住まいを失った人々を支援するための厚生労働省が始めた労働相談窓口「T O K Y Oはたらくネット」登録者が1,000人を超え、159人が無利子融資を受ける。アパート入居123人が住み込みの仕事を得て計282人が難民を脱出した。しかし、平均月収は16万円なのに登録者の過半数が借金を抱え、平均債務の200万を超えている、破綻すれすれの過酷な生活を余儀なくされている、こういうことが浮き彫りになってきました。

そこで、瑞穂市の実態を踏まえながら三つの質問をさせていただきます。

一つ目は生活保護の現状について、二つ目に国民健康保険税の現状について、そして治水対策に関して3番目に質問をさせていただきます。詳細は質問席でいたしますので、何とぞよろしく願いいたします。

一生懸命働いたのに豊かになれない、家もあり家財もあるのに安心感がない、しっかりと稼いでいるのにゆとりがない、そんなワーキングプアの実感の背景には厳しい現実があります。格差はあってもいいと豪語した小泉前首相の推進した構造改革が、いかに多大なる犠牲を国民に押しつけたものだと、私ははっきり言えるものであります。この現状で、追い込まれた人々の生活はどう守るのか、生活のセーフティネットをどう構築するのか、切迫した課題になってきました。骨太の方針2006年の経済財政運営と構造改革に関する基本方針が取りまとめられました。その中で生活保護改革が決まりました。その中に、生活基準について、低所得者世帯の消費実態を踏まえて見直しをしようと、そして母子加算について就労支援策を講じつつ廃止を含めた見直しを行う等々の施策が構築されようとしています。

そこで、生活保護世帯のうち母子加算が上乘せされていますが、07年からは縮小され、09年には全廃されます。この現実を踏まえながら、この瑞穂市で、今小学校の生徒さんを抱え、午前中はパチンコ遊技店でホール係をして、そして夜はスナックでアルバイトをしている。二つの仕事をかけ持ちで子供を一生懸命育ててみえます。そういうお母さんの話を聞きました。そしてダブルワーク、そしてまたトリプルワークと働いている方も耳にします。いつ何どき仕事を失い貧困に襲われるかもしれません、不安で仕方がない、そのような意見が大変寄せられて

います。市の対策が必要になってくるんじゃないかと私は思う次第です。これに関しては学童、また放課後保育等の関係がありますが、今回は通告していませんので次回にさせていただきますが、そこで私は四つの質問をさせていただきます。

生活保護の現状についてということで、一つ目は保護の世帯数及び被保護人数はどれくらいなのでしょう。そして、生活保護基準改正での母子加算、2年目に減額するというような対象になる世帯に支援策はどうなっているのでしょうか、お聞かせくださいませ。よろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 土田議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

1点目、2点目とありましたので、まず1点目の方でございますが、保護の世帯数及び被保護者数でございます。

平成21年2月28日現在で79世帯、人数の方が、99名の方が生活保護を受けているのが現状でございます。したがって、保護率の方は1.94%ということになっております。

2点目の母子加算の関係でございます。

現在、母子加算対象世帯は3世帯でございます。厚生労働省の見解では、最近の社会経済情勢をかんがみ、ことしは生活保護扶助基準の見直しを行わず据え置いたが、母子加算の問題を含めた生活扶助の基準額が一般の母子世帯の平均的な消費水準を上回っているということで、平成17年度から段階的に廃止するというので、議員御指摘のとおり、本年、21年3月で廃止されるわけでございます。

一方、支援対策としましては、同じく厚生労働省の見解では、新たな給付を創設して母子世帯の自立に向けた給付に転換する、すなわち15歳以下の児童を養育する母子世帯の加算が、ひとり親世帯就労促進費の給付に移行されます。したがって、平成21年3月までに母子加算が算定されている該当世帯について、就労状況、就労支援状況を的確に把握しまして、ひとり親世帯就労促進費の趣旨、支給要件を当該被保護世帯に十分理解されるよう周知徹底を図るべく今後指導に努めていきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） 再度石川部長にお聞きします。

細かいことを今言われたんですけど、私はちょっとわからないことがたくさんありまして、再度お聞きします。端的にわかるように言っていただければ結構です。一つ目に、高校生並びに何歳からその制度が必要なのかどうかというようなことと、金額、それと市でどのような対策を今後するような動きがあるのかどうか、その2点お聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 生活保護の母子加算の方でございますが、児童1人につきまして月6,670円、2人見えれば7,210円、児童3人いれば7,480円という加算になっております。年齢につきましては18歳未満でございます。

あと、先ほど言いましたひとり親世帯就労促進費の方でございますが、これは金額によりまして、その世帯が3万円以上の場合は月額1万円の加算、それから就労収入の金額が3万円未満の場合は5,000円の加算、そういうふうでなっております。

それとあと就業訓練等に参加している世帯につきましては、これにつきましては5,000円の加算という計算になっておりますので、よろしく願いいたします。

それとあと市の政策についてであります。国の基準に基づきまして、単独でなく基準のとおり実施していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） 実は生活保護の母子加算削減の救済対策ということで、ここにファクスがございますが、北海道の東川町で福祉給付金の支給ということで、母子加算の削減により生活が大変困窮しているということで載っています。ちょっと細かくて字が見にくいですが、失礼いたします。

支給の金額として、児童・高校生1人月8,000円並びに70歳以上の人がいる世帯には1世帯につき月8,000円というような文言が、いろんな所得の制限等々がございます。そういうような施策をとっている町があります。何とぞこのような今の厳しい状況の中に立たされる重みに、お父さん、お母さん、母子家庭の方々が本当に苦しんでいるんだというような方を目の当たりにしますと、やはり市の責任でこのような救済対策が必要じゃないかと私は思っています。再度部長にお聞きしたいんですけど、そのような方針があるのかどうか、再度お聞きします。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 議員が言われましたように、その部分についてはまだちょっと掌握できておりませんので、一遍どういうものであるのかということ調査していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） 調査をしていただいて、なるべく前向きな検討をよろしく願いいたします。

次に、関連をしておることなんですけれど、昨年からは始まった年越し派遣村に集まった人の生活保護の申請が適法に受理される、それが今一番注目されています。瑞穂市で私は今このような相談を一つ受けています。一度聞いていただきたいと思っています。

51歳で働いて仕事を転職された。それが派遣会社だと。派遣会社で働いたんですけど、その人は運悪く雇いどめ、いわゆる首切りされています。もちろんその間、派遣会社では仕事があるあると言って、昨年の11月にやめられて派遣会社に登録しましたが、しかし1回足らずで仕事がない。だけど来年ならあるんだということで1ヵ月間ほかっておきました。しかし、12月、1月になりましても仕事がありません。そして、3ヵ月間仕事がないままの現状です。そして、アパートも追い出しを食らおうとしている。そして、家賃は滞納並びに電気料は払ってみえるかと思えますけれど、ガスと水道は今現在とめられています。身寄りが近くにいない、そして頼ってきたところは日本共産党の相談窓口だった。そして瑞穂市だから、私の方へ相談が来ました。そこで、社会福祉協議会へ行きまして生活援助金、青木元市民部長のところまで頭を下げ、1万円とテレホンカードをいただきました。本当に涙が出る。私はそのテレホンカードを使いながら雇用主の方へ電話をかけ、何とかお願いしたいというふうな気持ちで、100円玉を崩して10円玉がこつこつと落ちる、一生懸命働こうとしても、向こうは、今は待機待ちでたくさんいます。そして、1週間たっても2週間たっても通達が来ない。希望を失いかける。もういっそのこと人生をやめようと、そういう気持ちで立っている。心の中で、自分自身が悪いのかどうかわかりませんが、決して自己責任とは言い表わせないような思いで立っています。そして、今やっと仕事が見つかりつつ、私が紹介をしましたんですけど、先ほど電話をかけましたら、まだ決まっていないそうです。そこで、私はこのような今の現状を踏まえながら、3月の終わり、年度末になると大量なる首切りがあるんじゃないかと私は思います。

そこで、質問させていただきます。

3番目に、雇用悪化による解雇を原因とする生活困窮者が予想されます。生活保護制度の申請対応はどのようになっているのか、お聞かせください。

そして、これも関係していますけど、生活保護の申請に係る市の窓口には申請書を常備し、申請の意思がある相談者はだれでも申請できるのかどうかお聞きしたいと思っています。石川部長、よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 雇用悪化によります生活困窮者の申請、また通常的生活保護の申請とは、別に区別して申請を受け付けしているわけではございませんが、雇用悪化による相談は12月から2月まででも7件ほどございました。いろいろ面談をさせていただきまして、現在のところ生活保護申請までには至っていないのが現状でございます。また、面接相談等に当たっては、来訪者に対してプライバシー保護のため市民相談室において相談なりを十分お聞きをさせていただきまして、懇切丁寧な対応に努めて、保護申請への助言・指導を図っているのが現状でございます。

2点目の申請の方でございますが、現在生活保護申請に当たっては、面接相談を前提として

実施しているところでございます。面接相談があった場合には申請書を渡すことにしておりますが、現在までには面談後に申請書を渡しているのが現状でございます。今まで申請書を下さとか、そういうようなことはございませんでしたが、基本的には申請者の事情等のお話を十分聞かせていただきまして事務等を進めていきたいというふうで考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） 実は県議会でも、共産党の大須賀県議が質問されています。その文言の中で、社会福祉事務所の方へ通達事項がございます。ちょっと細かいファクスの間に先ほど書きましたんですけど、申請権の保障ということで、今後は解雇により住まいを失った者からの相談増が予想されていますが、住まいがないことを理由に保護の申請を受理しないということは申請権の侵害に当たると。住まいがないことを理由に保護申請を受け付けないことのないように努めるというようなことが書かれています。また並びに、住まいを失い自立の可能性を狭めることなく、住まいを失うおそれのある要保護者に対しては住まいを提供すると、そのような者に生活保護を適用するというようなことも書いてあります。何とぞ、こういうような通達事項があるからには、やはりそういう方を救っていただいて、そして申請も向こうから、ありますかどうかじゃなくて、窓口に初めからあるようにして、いろんなプライバシーの関係がございますが、それは市の側の考えでありまして、当本人は大変今の苦しみがある、だれにも話せない、やはり先ほども言いましたけれど、市の方で手厚く福祉の心を持って対応していただきたい、その思いでいっぱいでございます。再度お聞きします。

その申請書が今後窓口で常備されるように努めるのか。そして、このような住宅を失いつつある方には、住宅を提供するような動きを国の方も求めています。要望を出しています。何とぞ市の方で持っていただきたい。なかなか個人では動くことができません。そういうことを踏まえて前向きな答弁をお願いしたいと思っています。よろしくお願いたします。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 先ほども申しましたように、一応面接等を実施してやっていきたいと考えております。いろいろな事情があると思いますが、その辺も考慮しながら、また申請書の窓口常備につきましても、一度検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） いろんな悩みがございます。この生活保護申請を出したから、その人が助かるというわけにはいきません。今後の大変なる荒波が待っています。仕事の方も今現在

見つからない状態。その方が考えました第一歩として、やはり少しでも行政に携わる身として、私は市として行政として何とかお願いをしたい旨お話をしています。今の答弁を聞きますと、ほとんど「前向きに考える」と言うばかりで、一步も進んでいないじゃないかと私は思わざるを得ません。本当に残念なことでございます。個人的なものを問うことはなかなかできないかもしれませんが、私はやはりこの瑞穂市が明るい未来を背負って立つためには、小さな弱者を拾っていくのが私は将来の瑞穂市の大きな展望じゃないかと思っています。何とぞ明るい兆しをこの男性の方に、またダブルワーク並びにトリプルワーク、三つもかけ持ちをして一生懸命育ててみえて、あすのこともわからず働いている皆さんの支援等々水際作戦で拾ってもらいたい、私は常にそのことを訴えまして、この質問は終わりたいと思います。今後の課題が山積みですが、部長に提案しておきますので、よろしく願いいたします。

次に2番目に、国保の関係で質問させていただきます。

国民健康保険税が高くて払えなくなった方がたくさん見えます。瑞穂市の現状を見ますと、国保加入者の世帯が7,800余世帯、そして滞納されている200弱の方が今国保の保険証を取り上げられて資格証明書になっている。医療費の全額負担の制度です。この国民健康保険を改悪する中に、地方自治体がどう取り組むのかが今現在大きな課題になってきます。少し古い資料ですが、老人保健の疾病分類統計表という平成19年5月診療分ということで、資料の中で各市町村の疾病121項目で集計分類をしています。その資料を見ますと、老人治療の入院並びに長期化が進むようになってきました。いろいろな要素がありますが、医療費の伸び率が国保会計の圧迫の原因になっている中で、市の今後の国保会計の見通しをお聞かせください。

そして関連して、まず四つ出しますから、二つ一応質問させていただきます。

後期高齢者医療制度により財源移動、そして医療費の拡大が進む中で、国保基金で医療費に補てんしている金額と、なぜ医療費がこうもふえてきたのか、その理由は何なのかお聞かせください。

そして、保険税の減免制度で法定減免制度以外に、独自で実施している減免制度があります。ちなみに瑞穂市もそうですが、前年度所得が400万円以下で当該年度中の所得が前年度の所得の2分の1以下に減少したときがあります。そういうときには減免制度を行うと、そのような制度がございます。また、風水害、災害のときには減免制度があるというようなことが3項目に書いていますが、今後の見通しと現状について、松井市民部長の答弁をよろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） 土田議員さんの方から、まず後期高齢者医療制度で財源が移動して、その中で国保基金で医療費に補てんしている金額と医療費が急激に伸びた理由は何ですかということでございます。

皆様御承知のとおり、平成20年度当初予算の段階で、基金の方が約7億4,000万円余っております。この基金から平成20年度中に取り崩しをしまして国保会計へ繰り入れた金額は、当初予算ベースでは1億円計上しています。この1億円は執行を既にしてしまっております。また、この議会の補正予算でも、基金繰入金を654万3,000円計上させていただいております。21年度におきましては、さらに3億4,500万円を取り崩して国保会計へ繰り入れるということになっております。そのようなところが基金からの補てんの主なものでございますが、医療費の急激の伸びの理由はということでございます。

まず、医療給付費の現状を申し上げますと、平成19年度における1ヵ月当たりの平均医療給付費は2億677万9,000円、平成20年度現在、4月から見まして、この1月まででございますが、まず1ヵ月当たりの平均は2億1,914万2,000円であります。したがって、月平均で1,236万3,000円ほど毎月毎月増加をしていったということでございます。

この増加の理由として私どもが推測しておりますのは、まず1点目に平成20年度から、皆様御承知のとおり65歳から74歳までの一定の障害をお持ちの方は、加入保険と後期高齢者医療というふうで選択ができました。どちらかの方を選択されて入られるということなんですが、その選択された結果は、対象者が全部で294名お見えになりました。うち後期高齢者医療を選択された方は147名で50%、残りが国民健康保険の方で92名で31%、社保等へ動かされた方が55人で19%ありました。この方たちが、平成19年度までは当然のように全部老人保健制度で医療費を給付させていただいていたということでございますが、これを国保を92名の方が選択されました。これらの方の医療費につきましては、今後国保会計でということ、この分が確実に増高となってきました。その理由としましては、これは私どもの方の判断ミスということになるかと思いますが、平成20年度の国保予算の編成時には、後期高齢者医療の対象となるものと、現在加入している保険と選択できるという情報はございませんでした。したがって、平成20年度予算の議会へ提案させていただく数値については、これらの分を加味した積算は一切してございません。これによりまして、国保を選択された92人の医療費については、レセプトを、全部ではございません、まことに申しわけございませんが、2ヵ月ほどちょっと調べさせてもらいました。それを見ますと、毎月約200件が730万円程度これでふえているということがわかりました。これが一つ目の理由でございます。

次の2点目としまして、平成19年10月から市の方で単独事業であります小・中学生の医療費の無料化制度が実施されました。その波及増が考えられております。これにつきましても、平成19年9月までの医療費と制度が開始された10月以降の医療費を調べました。19年度では月に103万7,000円ほどの増、平成20年度では、さらに1ヵ月当たりの平均は544万6,000円と伸びてきております。これら以上の二つの原因で、先ほど申しました増加分の1,236万円のうちの約840万円分が該当してきます。

残りの400万円ほどはどうかということが三つ目の理由になりますが、これにつきましては月々の状況、例えば高額医療費の多い少ない等々でございますが、それらいろいろなことで異なりますが、受診件数の増加が上げられるのではないかなと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） 大変失礼しました。2点御質問いただいております、1点目だけお答えして席をおりましたので、もう1点の保険税の減免制度ということで法定軽減制度以外で独自に実施して云々ということでございます。

これにつきましては、議員の御指摘がただいまありましたとおり、瑞穂市国民健康保険税条例第25条に減免規定がございます。それで、これを受けまして瑞穂市国民健康保険税の減免取扱要綱というのがございます。この保険税条例の第25条には何を書いているかということでございますが、第1号では、震災、風水害、火災の場合、第2号では納税義務者が死亡した場合、あるいは収入が著しく減少した場合、第3号では事業もしくは業務の休止・廃止などでございます。第4号では、干ばつ、冷害等による農作物の不作などを言っております。第5号では、労役場、その他これに準ずる施設に拘禁されたことなどが減免の対象になるということで書いてございます。したがって、御指摘がありました何とか条例の改正の意思はないかというようなところでございますが、今のところ私どもについては、この条例の要綱に沿って進めていきたいというようなことで思っておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。以上でございます。大変失礼いたしました。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） ありがとうございます。

事は先ほどの関連ということなんですけれど、やはり収入も減ってきた、ましてや商売をやってみえる方が大変なる今厳しい情勢にあります。いろんなことありますが、一番問題はいかにしてこのような、国保会計も大変なる厳しい状況でございますが、それを何とかみんなしてやっていくのが行政じゃないかと、私はそういうような考えで、税金の平等として滞納世帯、また3番目、4番目に質問するんですけど、そういうような観点を本当に持っていただきたいと思っています。

次に、3番、4番も同じような感じでしていますので、質問させていただきます。

平成20年度の6月1日現在の資料ですが、国民健康保険短期資格証明書の現状を見ますと、西濃地域とか東濃地域には、加入世帯で割りまして、資格証明書の交付が大変少ないんです。そこでお聞きします。

保険税の滞納の件数と金額はどのようになっているか。保険税の滞納者への差し押さえ件数並びに金額はどのくらいなのか。資格証明書の発行並びに短期被保険者証の発行の世帯は。資格証明書を発行している家族、子供さんには資格証明書を発行しない方針が示されていますが、今後は家族全体にも資格証明書を発行しない方針の意思を問いたいと思っています。この滞納の金額と、そして資格証明書の件数を教えていただきたいと思います、なぜそのようになったかというようなことも考えながら。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） まず、滞納の件数と金額、そして差し押さえ件数、金額と主な差し押さえ内容ということでございますが、滞納額につきましては、平成21年、本年2月23日現在でございますが、過年度分で1,883件、3億6,843万5,965円、平成20年度分、現年度分でございますが、これにつきましては758件、1億955万5,414円であります。したがって、現年・過年の合計で、件数といたしましては2,641件、金額のベースでは4億7,799万1,379円あります。差し押さえについては、国保の単独としましては預金差し押さえを4件実施しました。入金で56万7,771円、抵当権を設定させていただきまして入金があった関係では1件、78万1,400円の入金でございました。差し押さえについては、預金の差し押さえを主に考えております。納税相談にも全く応じられず、納税に対しての誠意がない場合には預金調査を実施しています。その預金調査の件数は28件と多く調査していますが、預金残高がない場合がほとんどで、差し押さえができないのが現状となっております。以上でございます。

次に、4番目の資格証明書の交付ということで、家族全体にも資格証明書を発行しない予定はないかというようなことでございますが、資格証明書の交付につきましては、国保税を1年以上滞納している場合に、被保険者証のかわりに交付されているものでございます。子供を有する世帯に交付する場合には、受診を手控え、子供が医療を受けられずに症状が深刻化するおそれがあるという観点から、市では本年1月から2名の該当児童・生徒に短期証を交付しました。さらに国民健康保険法の改正がされまして、本年4月からは6ヵ月の短期証を交付する予定ということとなっております。しかし、世帯主には納税相談に応じてもらえるように指導し、資格証ではなく短期証の交付に努めていくのが一番ではないかというふうに思っております。議員御質問の家族全部にとの御意見であります。一律に短期証を交付することは例外を認めることとなります。滞納を誘発するという指摘もあります。したがって、私ども現時点では家族全部にということは考えてはおりません。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） 議長に時間がないということを言われました。少し早めて、先ほどの質問の中で、資料ですけど、平成20年の6月、私うっかりしてしまっていてちょっと順番を間違え

ました。

ちなみに、ここに資料がございます。国民健康保険についてという資料ですけど、安八町が、2,062の世帯がありまして滞納が302、資格証明書発行は5件。それでまた大垣市、2万3,922あって、滞納が4,063で、資格証明書がたったの7世帯。特出するこの資格証明書の発行の件数です。瑞穂市を見ますと、大変なる状態でございます。これはちょっと古いんですけど、7,000世帯の中で滞納が2,071の、168世帯の方に資格証明書を発行されています。東濃の方も中津川を見ますと、1万1,826の世帯に2,382が滞納されて、たったの126件、そういうような動きがあります。何とぞ瑞穂市も多少なりということではないですけど、このような資格証明書を発行されないように、そのような努力をしていただきたいと思います。それは追ってまたいろんなことを質問させていただきます。時間がないので、3番目、最後の治水対策に質問を移らせていただきます。

12月議会でも質問させていただきましたが、今回は花塚排水機場の流域についての質問をさせていただきます。

この問題は、治水対策で犀川排水機、そして牛牧排水機、別府排水機、そして花塚排水機を総合的に質問しなければなりません、今回は花塚排水機のみで質問させていただきます。よろしく願いいたします。

花塚排水機場は昭和34年建設、農業用排水目的で設置されたと聞いています。排水機も老朽化して、そして花塚排水機場の流域も水田計画がされていたものの、都市計画が進み、宅地化が大幅に増加している傾向でございます。資料によりますと、流域面積の6割が市街地で約4割が農地となっています。そこで質問させていただきます。

花塚排水機場流域の水位は、宅地では6メートル40が基準とされていますが、それで大丈夫なのでしょうか。

そして最後になりましたが、12月議会にも質問しました井場地域の埋立事業の池が遊水池の役目をしているんですが、これを埋め立てることによって、どのような水の動きになって、豪雨に対して影響はないのかどうか、この2点を質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 土田議員さんの花塚排水機場の現状についての御質問、花塚排水機の機能で大丈夫か、また井場地域埋立事業の池は遊水池の役目をしているため豪雨についての影響はどうかということについて御答弁をさせていただきます。

花塚排水機場は、議員御指摘のように昭和34年に設置がされまして、流域面積は196ヘクタールで日1.2トン、口径800ミリの排水ポンプが2基設置されております。排水計画では、確率雨量は10年確率雨量、基準降雨は大正元年より昭和28年の降雨の4日連続降雨で計算がなされ

ております。花塚排水機を初め市内の3ヵ所の排水機場は、既に50年が経過しておりまして、老朽化が進んでおります。そのため本年度、市管理の排水機場について改修のための現況調査を行ったところでございます。その調査結果によりまして、改修計画と現状とでは、地域の内水位とポンプの吐き出し量による関係から、同等の能力が必要であるとの結果が出ております。改修計画では、岐阜地方気象台の昭和36年から平成19年までの気象データによりまして、10年の確率雨量は日184.8ミリメートル、3日間連続雨量は268.2ミリメートルとなっております。議員御指摘のゲリラ豪雨と言われる予測困難で局地的な短時間の豪雨に対しましては、現在対応が非常に難しいというふうに思っております。今後このようなゲリラ豪雨を予測するための各種整備が進められておりまして、解析が行えれば費用対効果も考慮しながら計画が策定できるものと思っております。

2点目の井場の池の埋め立てについてでございますが、池の真ん中に南北に2メートルの幅の水路敷地がございますので、今までは池と一体となって、その区分けもできない状態でしたが、埋め立てによりまして水路を幅1.2メートル、高さ1.5メートルによるプレハブ水路整備を自費工事で施工してもらうことになっております。只越の一部を含んだ井場地域の約70ヘクタールの水が、この池を含めた区域内にある水路を通じて花塚排水機場に流れ込むことになり、池が埋め立てされ宅地化されますと、池の水面より高く盛り土される分は、確かにその貯水量は減ることになるわけでございますが、計算上は市街化区域である井場地域について、すべての土地が宅地化されることを想定し、各水路へ排出する排水量を計算し、それを流すことのできる水路の大きさを決定しております。

なお、当然でございますが、既に整備されております消防署南側の水路についても、その整合性はとれておりますので、今後埋め立ての進捗に合わせて水路の未整備の部分は順に整備を進め、流域の皆様方の不安を取り除くようにしたいと考えております。

この池はガマが噴いておると聞いておりますので、御承知のとおりこの池には常に一定の水があります。晴天時には水位が下がり、降水時には一たん水がたまるような貯水能力がある池ではないかと思っております。地域住民の皆様方が安心・安全で暮らせるように、市といたしましても最善の努力を図っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） ありがとうございます。

事は花塚排水機場の早期建設を新しく求めることです。今現在、先ほど述べたように、全体を含めたことをやらなければいけない問題もありますが、地域の住民の皆さんの要望として、あの排水機場は大丈夫なのか、そして今の機能で十分なのかというようなことを大変心配され

ています。一刻も早く新しいものに計画・事業が進められるように願って質問を終わりたいと思っています。

実はこの三つの質問の中に、やはり今の厳しい環境の中で、どう市政が住民の目線になって考えていくか、こういうことを私は問いたかったのでございます。何とぞ行政にかかわる皆さん、大変な御苦労がありますが、やはりそのような悲痛な思いをされている方がたくさんいます。何とぞこのような方に明るい光を与えていていただきたいと思って質問に立っています。今後ともこのようなことがまだまだあると思いますので、何とぞよろしく願いいたします。質問はこれで終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で、土田裕君の質問を終わります。

これで、会派代表質問を終わります。

次に、個人質問の通告がありますので、順次発言を許します。

6番 森治久君の発言を許します。

森治久君。

6番（森 治久君） 6番、新生クラブ、森治久です。

議長より質問の許可をいただきましたので、これより質問をさせていただきます。

質問事項は以下2点でございます。

1点目は、日本国内のみならず全世界で起きている100年に1度と言われる未曾有の大不況の中、瑞穂市としての緊急的な市民への対策と支援、そして短期・長期的な市内企業への支援策について。2点目は、急速な少子・高齢化に伴い、瑞穂市としての今後の高齢化社会への施策と対策についてでございます。詳細な質問は質問席でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、新年度予算編成を見ると、瑞穂市においては産業構成上、他の市町で問題視されるようなトヨタショック等の影響も少なく、さほど大きな税収面等の減収もなく、ひとまずは安堵したところでございます。しかしながら、前年度当初比で市税においては約3億円減、そのうち法人税は約1.6億円減を見込み、歳入が落ち込んでいる実態は他の市町と変わりません。この100年に1度と言われます経済危機が、長期化、もしくは悪化することも懸念される今、市内の地元企業も大変に苦しい、いやそれ以上にせっぱ詰まった経営状況の中にあられることだと推測されます。時間は待たないでございませう。早急に対応を打たなければ、一刻と問題は拡大するばかりでございます。市長が常々申される誇りある瑞穂のまちづくり、現場主義のまちづくりの実現を考えますと、今こそ、この緊急時、行政として執行機関として緊急的な支援策を打たれるべきではないでしょうか。今議会、市長の所信表明及び提案説明にもありました「大変な経済状況が予測されますが、市民の皆さんとだれもが住みたい希望に満ちたまちづくりを、ともに築き上げていきたいと考えています」という一文もございました。

地元企業が弱体することは、税収減が進むばかりか、このまちに住み働く市民にとっても大きな影響が出てまいります。雇用の安定が崩れ、このまちが閉塞感にさいなまれるばかりか、万が一の災害時をお考えください。いつ何どき起こるやもしれない災害、ライフラインの確保、復旧、そしてまちの復興には、市民である地元企業の協力と我がまちのためというボランティアの力は不可欠であると考えます。行政にとって市民は家族であり、何よりかえがたく大切な相互関係にあります。どなたにとっても家族がどうなってもいいとお思いの方はおられないでしょう。

そこでお尋ねいたします。100年に1度とも言われる経済危機に対して、瑞穂市における緊急雇用対策の取り組みについてお尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、森議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど会派代表の広瀬議員の御質問にもお答えをさせていただいたとおりでございますが、要するに当市においては、昨年末及びことし当初の部長会議で協議した結果、現状の各課の所掌事務の範囲の中で対応してまいると決定しておりまして、各課の事務分掌において窓口対応をさせていただいております。その各課での対応については、都市整備部長及び福祉部長より説明があったとおりでございます。

今後、新たな対応が求められる事態とか、それから事務事業等の新規のメニューが出てきた折には、その段階でその都度対応してまいりたいと思っておりますが、今後も毎週定期的に開いております部長会議の中で相互の意見交換を持ちながら連携して進め、必要に応じて弾力的な対応をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） ありがとうございます。

それでは二つ目に、まちづくりのハード基盤でもある地元企業に対する緊急的な支援策についてのお考えをお尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 森議員さんの地元の中小企業に対する緊急支援ということの御質問にお答えいたします。

現在、産業経済課の窓口におきましては、市内事業所からセーフティネット保証制度の申請について、条件が緩和されたことからその申請が増加し、2月末までに122件の認定を行いました。この制度は、金融機関から融資を受ける際、事業所の所在市町村長の認定を受けることにより保証協会が債務保証を行うことで、中小企業の方々が融資を受けやすくするための制度

でございます。この制度を利用することによって、割安な保証料となります。市では中小企業の方々が速やかに手続できるよう、速やかな認定に努め、商工会におきましても金融相談窓口を設置し、相談に応じております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） ありがとうございます。

しかしながら、御答弁はどれも国・県の施策、対策としての助成の推進であり、地方分権が急速に進められている今、他市町村が実態として独自の取り組みや制度を検討し、計画されている施策・対策・支援とはほど遠い対応であり、この経済危機に直面している市民、地元企業の不安と苦しみを軽視されているわけではないでしょうが、大変寂しく頼りない気持ちを持たざるを得ません。市税収入の減収額だけを比較検討されるのではなく、即座に市民の現状実態を調査され、瑞穂市独自の対応策を検討し、広く市民に発信することを望むところでございます。ちなみに、他市町村における独自の緊急対策を参考までに数例挙げさせていただきます。

岐阜市、中小企業に対する支援策として、市中小企業融資制度の拡充・緩和、平成20年11月より。また同じく岐阜市、雇用の創出対策として、正職員の追加募集、消防職数人程度、平成21年1月以降、事務職・土木技術職若干名、平成21年2月以降。

各務原市、中小企業に対する支援策として、市小口融資制度について保証料の全額補給、平成21年1月から平成21年9月決定分まで。同じく各務原市、雇用の創出対策として、業務委託事業の追加発注約2,000万円、延べ720人。

大垣市、中小企業に対する支援策として、中小企業経済変動対策特別資金の限度額の拡大、融資対象の拡充。同じく大垣市、雇用の創出対策として、臨時職員採用、道路や公園の維持管理業務等、募集人員30人、事業費1,100万。同じく大垣市、その他の支援として、外国人学校児童生徒に関する緊急就学支援事業（HIRO学園）。

垂井町、離職者等への支援策として、垂井町勤労者離職支援金、小・中・高生を扶養する離職者を対象に交付、小・中学生1人月5,000円、高校生1人月8,000円。

安八町、中小企業に対する支援策として、中小企業利子補給、従業員20名以下を対象に、借入年末残高の0.5%を補給、限度額3万円。

可児市、生活資金支援として、勤労者生活資金融資制度の改正、貸付利率年2.81%を1.77%に引き下げ、平成21年1月26日以降。同じく可児市、その他として、公共工事請負代金に対する前払い金対象の拡大、請負金額500万円以上から200万円以上に引き下げ、平成21年2月2日以降の契約。同じく可児市、離職した市民を最低1年間雇用した事業所に、1人につき20万円の奨励金を支払う独自の緊急雇用促進奨励金制度を4月1日に創設する予定であるということ

です。これは県内で初めての取り組みだそうでございます。

多治見市、地域における雇用機会の創出として、新規公共事業の実施、公共事業の早期実施、前倒し実施。同じく多治見市、離職者を直接雇用として臨時職員を採用、募集人数32名、事業費1,050万円。

以上のように、他の市町では独自の対策・支援の取り組みがなされております。そこで、私から瑞穂市独自の支援策として御提案をさせていただきます。

現在、瑞穂市では農家が設備投資をする場合、借入残額の1%以内で利子補給を受けられる農業近代化資金利子補給が計上されており、前年度末までの支出見込み額が1,690万5,000円として計上されております。この制度を農業以外の中小企業にも拡充をし、先ほど述べたような利子補給を一つの中小企業対策として御検討いただけたらと考えますが、副市長のお考えをお尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 当市の状況は、他のまちと構成が異なり、いわゆる工場が多いとか、地場産業が多いとか、それぞれのまちによって形態が異なっておるということは御承知だと思います。そういった意味で、当市のまちをどういうふうにしていくのかということも考えてみなければならぬと思います。そういった意味で、それぞれ今担当部長から今の現状、当市の状況を御報告させていただきました。そういった意味で、国・県の事業を活用するというのが当然でございますが、当市の方としてもそういった面については一度考えてみたいというふうに思います。

当市の方におきまして、先ほど中小企業の話が出ておりますので、中小企業の話をしていただきますと、当市の条例の中に、瑞穂市の中小企業損失補償条例というものがございます。この条例につきましては、市の中小企業の健全な発達に必要な資金を円滑にするため、市において中小企業に対して損失の補償を行い、もって産業の振興を助長することを目的とするという制度で条例ができております。この部分につきましては、金融機関から資金の借入れをする場合、これに対して損失の補償を行うという目的の事業でございます。これにつきましては、当市の新年度予算にも計上してございますが、補償基金として2,000万円を計上させていただいております。このお金につきましては、当市におきましては指定金融機関に基金として預託をするわけでございますが、貸し出しにおいては5倍（1億）まで損失の額を設定できるというふうに思っております。補償の額につきましては、設備資金については300万円以内、運転資金については100万円以内ということになっておりますが、法人にあっては、この額は、設備と運転資金については500万円というふうになっております。返済に当たっても24ヵ月から60月というふうな内容の返済というふうになっております。

しかし、現在の経済情勢というのは大変日に日に刻々に、また金融の危機についてはまだまだ

だ明るさが出ていない、模索しておる状況が続いておるといふふうに思います。そういったことで、御指摘の農業関係については、利子補給制度というものがございます。これも農業をということでございますが、先ほど各市の事例のお話をお伺いいたしました。そういったことにつきましてですが、当市の中小企業の状況、商工会、あるいは金融機関等の貸し出し状況、そういったものを踏まえまして、利子補給ではございませんが、多目的にどういう制度がどのようにこのまちに、あるいは企業に必要なのか、そういった辺を分析させていただいて一度検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） ありがとうございます。

まずは市民の、そして企業の自助努力が必要かつ重要であることには違いございません。しかしながら、市民の大切な税金を執行される責任ある執行機関の真摯な姿勢として、また市長の所信表明にもございました「希望に満ちたまちづくり」を市民に御理解いただき推進するために、そして市民が主体のまちづくりに市民の御協力をいただくためにも、深刻な状況の市民に支援をされ対策をとられますことを切にお願いし、そして信じ、最後に市長のお考えをお聞かせいただきたいと申します。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいまそれぞれ所管、また副市長の方からお答えさせていただきましたが、最後に私の方からお答えをさせていただきます。

この21年度予算におきまして、今御指摘がございましたように、所信表明の中で申し上げました。こういった厳しい財政状況の中でございますが、やはりこういった今の経済状況をかんがみまして、この瑞穂市におきましては積極的な予算を組ませていただいたところでございます。特に公共事業におきましては、平成19年対比で20年は約1.5、またさらに21年度はそれにも上乗せをした状況で予算を組ませていただいております。先ほどございました災害時等々におきまして、ライフラインの復興、さらには整備に、やっぱり何と言いましても地元業者にお世話にならなくてはいけないんでありますから、こんなときに積極的な予算、やはりやらなくてはいけないことを先送りをしないで、しっかり取り組んでいこうということで予算の計上をさせていただいておるのが御案内のとおりでございます。

先ほど議員の方からそれぞれの市町の状況を踏まえて、今回の対応を御説明いただいたところでございます。岐阜市、大垣市、各務原市等々におきましては、10万以上の都市でございます。やはりあれだけのところにおきましては、それなりの企業なり何なりがございまして、そういう対策もとれるわけでございますが、私どものまちでは、先ほどもありましたように、幸

い輸出関連の企業も少ないということで、いろんな派遣の関係におきましても、この融資の関係におきましても、割と問い合わせも少ないというところで安堵をしておるとというのが私どもの状況でございます。そんな中で、今それぞれの市町の状況も聞かせていただきました。参考になりましたので十分検討をさせていただきまして、対応できるものは対応していきたい、前向きな姿勢で早速検討もしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げ、私は常に、やはり夢のある瑞穂市というのを掲げております。そんな中におきまして、本当に目に見えた形でそのまちの中が変わってくるような施策、ここでとやかく言いませんが、そういう予算化を新年度の中でしっかりと折り込ませていただいておりますので、御理解もいただきますようお願いを申し上げまして私の答弁にかえさせていただきます。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） 大変前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

それでは次に、今後の高齢化社会について、以下 4 点お尋ねをいたします。

まず 1 点目、高齢化が著しい地区・地域における問題点及び課題点として行政認識をお尋ねいたします。

2 点目、住民全員参加型のまちづくりにつなげるためにはコミュニティが最重要であり、そのコミュニティを構築し、確立するために不可欠であるのが人生経験の豊富な高齢者の皆様であり、その期待と役割は大きいものと思われまます。その上で高齢者の方への行政・地域等へのボランティア活動への参加、そして協力を促し、働きがいや生きがいを持てるために行政として何ができるかお考えがあればお尋ねいたします。

3 点目、より快適で親しみのある公共空間や、きめ細かく市民ニーズに対応し公共サービスを充実するためには、市民と市が協働に努めることが大切であるということもありません。その上で、高齢化が著しい地区・地域におけるソフト・ハード両面での行政支援、公共整備及び公共空間の創出と公益事業の充実を図るための助成等についてのお考えをお尋ねいたします。

4 点目、高齢化率が高い地区・地域を、ボランティア活動の活性化等地域で支え合う体制の充実を進めるために、モデル地区としての位置づけ、高齢者に優しく住みやすい扶助の精神を推進するまちづくりの施策、試行的な取り組みについてのお考えをお尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 議員御指摘のように、今後の高齢化社会ということで、日本は相当な超スピードによって高齢化時代を迎えるものと思っております。特に少子・高齢化という問題によりまして、社会は大きな転換をしなければならないと思っております。介護をされる方、介護をする方、こういったことについて需要と供給のバランスが崩れ、どうしても外国人から

のお手伝いをいただかなければならないとか、そういった大きな問題も顕著に出ておるわけでございます。特に高齢化を取り巻く環境につきましては、平成12年から介護保険制度が新設されたとか、まだ十分とは言えませんが、介護保険制度が根づきつつある状況というふうに思っています。また、平成20年度から御存じのように、後期高齢者医療制度というのが始まりました。これも保険料の自己負担について大きな問題ということでいろいろございましたが、ようやく1年を経過しようとしているところでございます。このように高齢化社会を取り巻く環境も年々大きく変化をしておる状況でございます。

ところで、当市の高齢化率を見てみますと、ちょっと古い資料でございますが、25年前の1980年ごろにつきましては7%ということでした。それが2005年には13.6ということになりました。県下の平均値は高齢化率が21.0%ということになっておりまして、当市の13.6というのは非常に低い数値になっておりますが、これは市の平均値でございますので、特に市街化区域、あるいは市街化区域以外の調整区域、それにまた農振の地域というふうに分けて考えてみますと、どうしても市街化区域の地域につきましては高齢化率が低い傾向、そしてそれ以外の地域は高齢化率が高いという状況かなというふうに思っております。ところで、核家族や少子化がそれぞれの地域で異なっているというのも、問題も課題も一律ではないということでございます。こういった問題、あるいは課題の解決に当たっては、地域の自治会長さんを初め民生委員さん、あるいは老人クラブの会長さん方から意見をお聞きしまして、社会福祉協議会、あるいは各種団体等の外部機関とも調整をしてこういったことについて進めていきたいと思っております。特に意見の聴取に当たりましては、老人の方で寝たきりとか、いろいろそういう方がお見えですので、そうした多地区からの意見聴取というのは難しい点もあろうかと思っておりますが、その意見聴取をできるだけ私の方へいただけるように、広報とか、あるいは後期高齢のいろんな文書の配布の中にそういった意見も取り入れた中で、行政として意見をいただけるように、そういった仕組みも考えがてら、大勢の皆様の意見を拝聴しがてら問題解決という意味を考えてみたいというふうで認識をしております。

次に2点目だったと思いますが、高齢者の方への行政云々ということのボランティアの話でございました。

私は第1に、高齢者に冷たいことを言うようでございますが、まず初めに自分に何ができるのか、自分でできることは何なのかということをも自分でよく見きわめていただきたいというふうに思います。それを第1の目標に掲げて、どうするべきかということを考えて中で、健康、あるいはボランティア、あるいはまた地域での活動、親と子のつながり、あるいはサークル活動など、今までに培ってきた人生のノウハウを大いに発揮させていただきたいと思っております。老人それぞれ自分にとって豊かな人生であったと思える生活を目指して活躍をしていただきたく願っております。地域・地区にあっては積極的に行事、あるいは地域の会議、またふれあいサ

ロンとか、いろんなものを催しておられるとっております。そういうときには積極的に出席して、人と人とのつながり、交流をしていただきたいといたします。特に老人クラブさんのそういった行事については、積極的に出席していただきたいといたします。そういうことで、地域で、あるいは仕事で得た情報など、自分のノウハウを地域の活性化に大いに活躍、あるいは発揮していただきたいといたします。そういった意味では、幼児、あるいは児童、また生徒、あとは学生、あるいは青年、壮年というふうで、いろんな人との交わりを持って大いにかかわっていただきたいといたします。

こういうような参加ができる場所といたしまして、本市ではコミュニティセンターということで事業を進めさせていただいております。きょうもお話がありましたように、本田コミュニティセンターが近く完成をするということで、本市としては三つ目のセンターになるわけでございます。そういった意味で、そのセンターを校区にそれぞれ1個ずつというふうを目指しておりますので、校区のそういった活動の場として大いにそれも利用していただきたいといたします。コミュニティセンターですので、老いも若きも大勢の皆様がそこへ来ているいろんなことを話し合っ、自分みずからいろんなものを行事主催、あるいは参加というふうにご利用していただきたいといたします。そういったことで、学童保育とか、あるいは自分たちの老人クラブの会議とか、あるいは地域の自治会の会議とか、あるいは各種講座を持ってほしいとか、本市で行っております出前講座もその一つだと思っております。そういった意味でぜひとも活用していただきたいというふうに願っております。そういった意味では、特にその場を使って校区の敬老会とか、自治会単位の敬老会とか、そういったものにも御活用いただきたいといたします。また、本田のコミュニティにあっては、前庭、庭がございます。そういった庭も老人として楽しめる場をつくっておりますので、そういったものも御利用いただきたいといたします。

本田コミュニティについてはまた質問がありますので、詳しい話は担当の方からすると思いますが、本田コミュニティセンターの建設に当たりましては、大勢の皆様方のボランティアの活動によって今あるというふうに思っています。例えばチューリップを植えていただいたとか、あるいは梅の木を寄贈していただいたとか、あるいは絵画を寄附していただいたりとか、いろんな方がいろんな意味でセンターへの願いを込めてボランティアを申し入れられたというふうに私は思います。老いも若きもそういったボランティアの中に、これは私ができるんだよ、これはできないんだけど、これはできますよといった意味で、老人には老人なりの物の考え方があろうかと思っております。そういった意味で、特定した種類のボランティアではなくて、どんなことでも結構かと思っております。草むしり一つにしても結構です。そういう意味でボランティア、あるいは自分のできることを大いに外部へ出てお願いをしたいと思っております。

それから、高齢化率の高い地区ということで、モデル的に云々という位置づけをしてやってくださいということがございます。こういったことについては、いろいろな御要望があるかに

思います。こういうことを考えてみますと、市の施設全体のこともありますし、個々のことも要望があるでしょう。そういった意味で公共的なものにつきましては、施設を建てる時、今回の建物もそうでございますが、昔、ハートビル法という法律がございました。名前は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律というのが平成6年にできております。この法律が平成18年6月に法律名が変わりまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律ということになりました。法律の中にも載っておりますが、構造とか、設備とか、こういった基準が網羅されております。そういった基準に基づきまして、建物、車いすはどうだとか、便所はどうだとかというふうに、設備も踏まえて基準が掲げられておりますので、そういったものに見直しをしていきたいと思っております。旧来の建物につきましても、遅々として進まない部分もありますが、トイレも洋式にするとか、そういった意味で順次改善を進めたいと思っております。これが先ほど申しました法律にのっとってやらなければならない分もございます。

また、議員御承知のように、まちづくり交付金というものが、ずっと前から事業として進めさせていただいておるところでございます。きょうの星川議員のお話にもございましたように、舗装のカラー化することによって、老人が区別できる歩道を、目で見て安全に行けるようにということで、これも歩道整備として進めさせていただいておるところでございます。

また一方、個々のものにつきましては、大変要望が多いわけでございますが、ここに高齢者いきいきサービスというものがございます。これは当市におきまして規則ができております。この規則のサービス内容は、軽度の生活援助を行う訪問介護員の派遣とか、見守り訪問を行う介護員の派遣とか、それからデイサービスセンターを利用する通所する方への生活援助、あるいは老人ホームを利用した人のための生活管理のためのショートステイの関係とか、それから日常生活用具の給付とか、高齢者と家族を対象とした相談事業ということで、ここの中には7項目が今のところは掲げてございます。これは瑞穂市高齢者介護・自立生活支援事業実施規則というものがございまして、対象者につきましては、おおむね65歳以上の方を対象にさせていただいております。特に生活援助ということで、軽度の援助が対象になるわけですが、事業内容といたしましては、一つ目として軽易な日常生活の援助を行うことによって、在宅でのひとり暮らし、あるいは高齢者等の自立した生活を可能にするため、要介護状態への進行を予防するという目的で事業内容はなっております。これにつきましては、おおむね買い物等の援助とか、あるいは建物、家屋、居宅内の整理整頓とか、あるいは生活に対する相談援助、これは生活はどのようにして成り立てていくのかとか、預金がどうだとか、私の末はどうするんだとか、いろいろな話があるわけですが、そういったことにつきまして私の方から訪問介護員の派遣をさせていただいておりまして、おおむね1回1時間ということでございます。自己負担につきましては、1時間について80円ということで自己負担をいただいておりますが、この事業につき

ましては、私の方が窓口になりまして、社会福祉協議会に委託をして社会福祉協議会が実施するということになっております。そういった意味で、事業はほかにもまだあるわけですが、一度また規則をごらんいただきたいと思っております。

今後こういった事業を展開していくに当たって、その事業の内容が、やはりモデル的に試行的にしなければならない事業もあるでしょう。そして、瑞穂市一円にやらなければならない事業もあるかと思えます。そういった意味では、試行的にそういったものを実施したいというものがあれば、今後そういったものも活用させていただいて実施していきたいというふうに思っております。

以上で答弁を終わりたいと思えます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） ありがとうございます。

高齢者の方の声なき声があるということを忘れずに御認識いただき、施策、対策を進めていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは次に、どの自治体でも永遠のテーマでございます質問をさせていただきます。

若年層の転入者が多く、出生率が1.67と特異的な瑞穂市において、コミュニティを構築させ、生活環境を整備することが大切であると考えますが、10年後、20年後、今の子供たちが市内に定住し、市外に転出しないための行政施策のお考えと、国及び県が定住対策として自治体への財政支援がございましたらお聞かせください。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 今、森議員の御質問の中でお話がありましたけど、瑞穂市は皆さん御承知のとおり、JR東海道本線の穂積駅が存在して、名古屋へも25分という交通至便なところに位置しています。そして、国道21号線や県道北方・多度線などが通過しまして交通の要衝地でもありまして、気候的にも温暖で平たん地が広がる住みやすいまちということで発展してきました。そして、まだまだ自然も多く、環境にも恵まれたまちでもございます。こうした好条件によりまして、従来からも人口増加を見てきたところでございますが、合併以後もその傾向は続いておりまして、この現象をプラス思考に考えるとすれば、確かに子供の手当とかいような行政負担はあるわけですが、財政運営上にも課題を残すところではございますが、基本的に人がふえるということは、このまちが活性化を続けていることの証左でありまして、まちが発展を続けていると言っても過言ではないと思っております。ただ、この増加する人口が確実に定住人口になっていかないと、このまちのコミュニティとか文化が理想的に形成されていき、また育っていかないということが危惧されるわけですが、そのためには市民の皆さんの意見に耳を傾けながら、市民参加の場を設けながら、主役は市民という概念で、

より魅力のあるまちづくりを進めていく必要があると考えております。

それで、財政支援があるかということでございますが、国の総務省が定住自立圏構想というのを打ち立てておりまして、この事業に対する財政措置もあるようでございますが、しかし条件がございまして、中心になる市が人口5万人程度という条件、これはクリアしておるわけでございますが、昼夜間人口比率、昼間の人口と夜の人口の比率が1以上あるということとか、そういった条件があるわけです。その条件をクリアしているかどうかという見きわめが必要でございます。瑞穂市の場合は御承知のように、いわゆる名古屋に通勤が便利だということで、夜はこちらに帰ってみえますが、昼間は向こうへ出ていかれてしまうということで、そういう意味では中心市街地ではなく、むしろ逆に名古屋の衛星都市という位置づけがあるわけですね。この中で中心市になろうとすれば、ここにやはり魅力のある企業を誘致するとか、そういった働く場を提供することが求められていきまして、そういった課題がありますので、この国庫補助は直ちに受けられるという状況ではないなというふうには考えております。ただ、この中でもいろいろな条件がありますので一応検討はしておるところでございますが、現実的に県内でも美濃加茂市なんかはそういった制度を活用しておみえのようでございますが、美濃加茂市さんは在住外国人教育のためとかということで、あそこは外国の方のお住まいがどうございますので、そういった面を取り入れてやってみえるようでございます。そういったことも検討しながら、何か引き出せるものはないかということは今後検討してまいりたいと思いますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） ありがとうございます。

ただいま御答弁いただいたように、瑞穂市は現在20代・30代の転入者が著しく多く、そしてその反面、住宅問題等で30代の転出者が多いといった特質のまちでございます。早急に将来の人口動態などを見据え、ハード・ソフト両面からの生活環境を整備し、ふえ続ける住民を市内にいかに定住させられるかが今後の安定した歳入確保のかぎとなると考えます。

最後に、総括で市長のお考えをお聞かせいただき、すべての質問を終えさせていただきます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 森議員の、いかに定住させるかという御質問だと思います。

二、三十代の人が入りまして、転出も多いというところでございます。なぜかというところで私も考えておるところでございますが、いずれにしましても、この瑞穂市、地の利、利便性はいいわけございまして、子育ての中、できるだけ利便性のいいところというところここへ入っておみえになる。子育てが終わって、いよいよ家でも持とうというときには、やはり持ち家を持つには、価格的にも、もう少し安いところで環境のよいところといいますか、こう

いったところでというお考えもあって出ていかれるのではないかと、私なりの考えでございます。

実は、ちょうど3月2日でございましたが、私どものこの瑞穂市と関係がございます川崎平右衛門さんのふるさと、生誕の地でございます府中市へ、ちょうど森議員も一緒に行ったところでございますが、東京の新宿から25分というところがございます。ちょうど瑞穂市と同じ面積でございます。28.18がここでございまして、向こうは29.34平方キロでございまして、ほとんど変わらんとところで、人口が5倍で25万人ございますが、さらにあそこは人口がふえておる。といいますのはなぜかというところでございますが、まさに都会でございますが、緑の住空間といいますか、こういった大きいところでは17ヘクタールのすばらしい公園、その中に郷土の森という資料館が建っております。また、生涯学習センターにしましても本当にその周りは緑がある、まちの中の道路はすべて街路樹が入りまして、公園があちこちにあって、本当に環境がいい、だから入ってくるというところでございますが、それでこのまち、地の利、利便性はいいけど、環境はといいますと、はっきり申し上げまして、下水道はできていない、公園整備とかそういう環境整備ができていない、そして文化の、やっぱりそういったいろんな意味合いを住民が年をとってくると考えとところでございます。そういうことも考えますと、整備もしっかりと整えていかななくてはいけないなと、いろんなことを考えるわけでございます。先ほど企画部長の方が申し上げましたが、そのこととあわせまして、こういった環境の整った、まさに文化の薫るような、これからずっと長く住みたいというような環境づくりをしなくては私はだめだと思っています。そういったところにはそれなりの所得の人も入ってまいりますし、やっぱり定住していただくにはそういったことが大事ではないかと考えておるところでございます。このことにおきましても、やはりこれからまたいろんなところで研修していただきまして、本当に定住していただくような、いいまちだから住みたい、本当に住んでよかったと言えるような都市づくりを真剣に考えていかななくてはいけないと思っております。今後も議会の皆さんのいろんないい御提案等々も聞きまして、しっかりとしたまちづくりを形成してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて私の答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） ありがとうございます。

最後に、私は願います。そして、信じます。ボランティア等の奉仕の小さな行いが大きな力となり、瑞穂のまちが私たち市民が願う心の育つまちへつながっていくことを、そしておかげさまの心を未来を担う子供たちにつなげられるように。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で、森治久君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、3時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時17分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によって、あらかじめ延長いたします。

5番 庄田昭人君の発言を許します。

庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 議席番号5番、新生クラブ所属、庄田昭人です。

議長よりお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

この3月議会は年度末に当たる議会であり、とても重要であるので、平成20年に質問させていただいた内容の確認と、答弁をいただいたことに関して質問をさせていただきます。

質問は、環境問題、耐震、学力向上と指導体制、ネットや携帯電話によるいじめの増加の対応、本田コミュニティセンターの運営及び体制、瑞穂市基盤整備、巢南庁舎の日直・宿直、農産物直売所について質問をさせていただきます。詳細な質問は、質問席よりさせていただきます。

平成20年9月・12月の議会にて答弁していただいた件につきまして確認をさせていただきます。答弁していただいた内容が具体的にどのように進み、どのような方向や結果となったのかを伺います。

それでは環境問題について、9月議会にて河合部長の答弁に「やはり私どもの手で変えていかなければならない、その原動力になるということがまず必要ではないかというようなところを思うわけでございます」と言われました。その変えていく原動力の下水道整備計画の状況について、先ほども「環境が整っていない」との市長の言葉もありました。この状況と、西処理区のコミプラの加入率のための人間関係づくりという答弁がありました。西処理区と別府処理区の件では、加入率の向上への効果や市民の声については、先日、瑞穂市上下水道事業審議会答申説明資料を3月9日にいただきました。その資料、51、54ページに、その未接続理由が掲載されています。その理由は、「全く意識がない」「みんな接続していないから」「単独浄化槽で不自由していないから」「転居して間もないから」などの理由があります。また50、53ページでは、接続意思の表があり、その問いでは「接続の気なし」「全く接続の気なし」の意思に約8割以上に気がない状況での今後の加入率の向上への打開策などをお聞かせください。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 下水道整備計画につきましては、昨年10月15日に瑞穂市汚水処理計画の策定についてを瑞穂市上下水道事業審議会に諮問いたしました。同審議会では6回審議をしていただきまして、2月23日に答申をいただいたところでございます。答申の概要

で、汚水処理計画については、地域性及び下水道と浄化槽の特性を生かした汚水処理計画を早期に策定し実施すること、また供用開始処理区の水洗化向上の施策については、積極的な接続勧奨、行政の経済的支援、住民への積極的な情報開示、水環境保全の向上を図る事業展開の4点が提示されたところでございます。この答申を受けまして、新年度に汚水処理計画の策定に取り組んでまいります。

また、供用開始処理区の水洗化向上施策の経済支援といたしまして、私道に対する下水道管布設要綱の改正、排水設備改造資金融資あっせんに関する規則の改正を考えております。具体的には、共同使用している私道での下水道管布設の規制緩和で、1戸でも接続の希望があれば下水道管を布設するというものでございます。また、改造資金の利子補給制度についても考えております。

西処理区の加入率につきましては、昨年9月に下水道課職員が接続勧奨の個別訪問をいたしまして、平成20年度に37件の申請がございました。これによって水洗化率は1.5ポイント上昇し、61.6%になりました。また別府処理区では、昨年6月に下水道課職員が個別訪問をいたしまして、22件の申請がございました。それで、19年度末が33.1%の水洗化率に対し、この1月末で34.4%、1.3%の上昇がございました。またさらに、未接続者の市民の声で一番多かったのは、議員御指摘の経済的問題でございます。この経済的理由につきましては、要綱の規制緩和や利子補給制度改正が役に立てばと考えております。これからも下水道課職員による個別訪問による勧奨、それから新年度から私道の下水道管布設要綱の改正、それから利子補給制度というものをして加入率上昇につなげていければと考えております。以上であります。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 経済支援については、規則の改正など、またよろしくお願ひしたいと思いますが、現在使用している皆さんと今後つなげようとするところの整合性なども図っていただきたいなというふうに思っております。

また、個別訪問については、加入率上昇という言葉でしたが、今、8割以上気がない状況ということは、今後ますます伸び率がないのではないかなというように考えさせていただいておりますので、さらに力を出していただき、加入率の上昇を図っていただきたいと思っております。

また答申説明資料、60カ所の河川の水質調査では詳細な資料であり、20、21ページでは、生活の中での水質向上のために気をつけなければならないと感じるところでありました。しかし、調査が夏の1回、冬の1回の調査では、前日の雨量や時間帯によって数値が左右されるのではないかと感じました。いかがでしょうか。また、水量があるにもかかわらず水質が悪い地点があるのが気になりますが、いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 昨年度、議員御指摘のとおり、市内60カ所の水質の検査を行いました。夏場、それから冬場に行いました。その結果については、この間の答申の資料に載っておりますが、その中身をちょっと抜粋して申し上げたいと思います。

河川60カ所の水質調査は、8月と12月に実施いたしました。BOD（生物化学的酸素要求量）を含め全部で8項目について調査をいたしました。その結果、全般的に冬の方が汚濁傾向が見られるということであります。市全域における排水路水質の特徴といたしましては、西部を中心に、農業用水等が水路に入り込む夏の時期は、希釈効果等によりまして比較的良好な水質でございました。東部・南部を中心に、農業用水の流入があっても、用水の堰などでとめられて流れがなくなる、あるいは冬季の水量減少によりまして家庭雑排水等の希釈が期待できないときなどは、水質がやや悪化する傾向にあると思われれます。また、大腸菌群数に見られるように、耕作地等からの負荷の流出も考えられることから、市全域の水質向上に向けては、市全域での水質浄化対策が必要であると思われれます。

この調査結果及び審議会の会議録などは、市のホームページで公表されますので、また詳しい内容としてはごらんいただければというふうに思っております。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） また、EM菌についてもということで、水質浄化について前回横山教育長が答弁しておりますが、EM菌について来年度の取り組みと計画についてお聞かせください。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） EM菌につきましては、環境水道部の環境課が主になって行っております。これも環境浄化、特に水の浄化ということの意識の高揚といたしまして、新年度に教育委員会と協力いたしまして市内の小学校、今のところ4校を考えておりますが、簡単な水質の調査（パケットテスト）を行いまして、子供たちに河川の現状を把握してもらって学校での環境教育の一助になればと考えております。今のところ予定しておる小学校は4校でございまして、本田小学校、それから牛牧小学校、生津小学校、中小学校の4校が希望しているというふうに聞いております。

また、EM菌による環境浄化の一環といたしまして、現在はEM菌の百倍力を利用いたしまして、市内3カ所で実施されています。具体的には呂久地内で、あそこに農集の施設があるんですが、あそこで毎月1回EM菌の配布を行っております。それによりまして、各家庭での台所の排水溝などに流して、下水道管のぬめりの除去に貢献していると。毎月1回、百倍力によりまして、EM菌の原液を100倍にして、それを各家庭に配布をいたしまして、各家庭ではそれを流しとか、それからおふろとか、トイレとかに流して、下水道管にどうしてもぬめりがで

きますので、EMによるぬめりの除去というふうなことを行っております。それからあと2カ所は、巢南庁舎の車庫では、巢南地域の女性の会、それから旧消防署では穂積地域の女性の会が大体3ヵ月に1回、EM菌の培養・配布を行ってっております。会員は、両方で700人見えるというふうに聞いております。また、各小・中学校の方では、プールの藻の発生を取り除くためにEM菌をまいております。これで、かなり効果があるというふうに聞いております。毎年夏になりますと、プールを使う前にプール掃除をするわけですが、そのときに藻が大変少なくなっているというふうなことも聞いております。この活動は新年度も引き続き実施することになっております。よろしく申し上げます。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） EM菌に関しては、インターネットで調べますと、菌群だから、それぞれ公害になるんだというブログも、ないということはないということです。この使用については、量や時期、効果に対して適切にお願いしていきたい。また、指導者を持ってきちっと取り計らっていただくことが望ましいというように私は思っておりますので、よろしく申し上げます。

では、次の質問をさせていただきます。

耐震について、9月議会にて質問をさせていただきました。校舎への耐震調査終了後も随時診断していくとの答弁と、対象外体育館の耐震調査の今後の計画はいかがでしょうか、教育委員会の方、よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 耐震についての御質問ですが、瑞穂市の教育施設につきまして調査対象となっております施設のすべてについて耐震調査が完了しております。また、耐震補強につきましても、今回計画しております穂積中学校の建てかえ、ほづみ幼稚園の改修が完了すれば、対象施設のすべてが耐震補強完了ということになります。しかし、この調査対象物件と申しますのは、昭和56年以前に設計された建物、あるいは政令で定める規模以上の建物となっております。したがって、これ以外の調査対象となっていない建物、すなわち昭和56年以降に建築された建物、あるいは一定規模以下の建物について、今後、順次耐震調査を行ってまいりたいと考えております。来年度予算としまして800万円を調査費として計上させていただきましたので、その予算の範囲内で順次実施していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 前回の答弁の中で、生津小、南小の建てかえ計画、体育館の建てかえ計

画ということも答弁の中にありましたが、その後の計画の進行はいかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 生津小学校、南小学校の体育館につきましては、市内の体育館で1番目と2番目に古い建物であります。老朽化はもちろんです、規模が小さい、狭いということで、早期に建てかえが必要であると考えておりますが、児童・生徒の増加に伴う増築を優先して実施していきたいと考えておりますので、その状況をかんがみ、今後計画していきたいと考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 古い、小さい、そんなところから、また地域の方、保護者に負担もかかるころではあるかと思いますが、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

また耐震に関しては、避難経路につきましても質問をさせていただきましたが、その後、必要な箇所の安全調査はいかがなされましたでしょうか。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 避難経路の飛散防止フィルム、あるいは強化ガラスの施行につきまして、すべての調査は行っておりませんが、今年度、生津小学校の昇降口に強化ガラスを施行してまいりました。今までに施行した施設を除いたすべてが危険箇所であると考えております。

また、今回穂積中学校の建てかえの設計、あるいは巢南中学校の増築の設計、そうした工事の施行を計画いたしますときに、こうした飛散防止のためのフィルム、強化ガラス等を計画していきたい、順次実施していきたいと考えております。よろしくお願ひします。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 子供たちの安全優先をまた考えて進めていただきたいと思ひます。

次の質問は、学力向上と指導體制について質問させていただきます。

学力向上と心に不安を抱えている児童・生徒への来年度の取り組みについて、また瑞穂市教育の、21年度はどのようなところに重点を置いているかお聞かせください。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 学力向上ということでございますが、毎年度、校長会・教頭会の委員とともに、瑞穂市の教育の方針と重点というものを策定して取り組んでおります。来年度の21年度、まだこういうぺらでしか持っていないわけですが、でき上がっております。瑞穂市では、小・中学校ともにですが「光り輝く「みずほ」の子ども」「魅力ある「みずほ」の学校」ということを目指して、小学校7校、中学校3校それぞれが特色ある教育課程を組み、成果を上げてきていると思っております。これら学力、教科にかかわる取り組みが県下、全国で認められ、

この21年度には生津小学校が県の3校に選ばれまして、全国の小学校英語活動の実践研究大会が行われます。また、次年度の22年度には、牛牧小学校が理科教育を認められ、理科教育県大会が予定をされております。それぞれの学校がそれぞれの教育課程を組みながら学力向上に取り組んでいるということをお話ししたいと思います。

それから、心に悩みを持っている子供等に係りましては、来年度特に特別支援教育の充実を重点に考えております。一人ひとりの障害に応じた個別の支援を充実することで、学校でみんなと一緒に学べない子も含めて一人ひとりの学びを保障するというのを大事にしようと思っています。これまでも御存じのように、通常学級に通うLDとかADHDといった障害を持つ子供のために学校生活支援員を多く配置していただいて取り組んできておるのですが、今年度は特に特別支援教育並びに教育相談を担当する指導主事を専門に位置づける計画を持っております。その中で不登校になっている児童・生徒が現在小学校4名、中学校12名の16名おるわけですが、この児童・生徒の学校復帰を支援する教育支援センターという構想で旧の巢南共同調理場を改修させていただくような予算を上げさせていただいております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 学校生活の基本的な生活習慣や学習に向かえないという子供の対応について、その親も非常に悩んでおられるのが現状でございますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

また、あじさい教室の活動についても、今後どのような方向にあるのか、またお知らせください。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） あじさい教室の活動、それから今後について答弁させていただきます。

あじさい教室は、不登校児童・生徒が家庭に引きこもった状態から、外に出て少しでも人と触れ合う機会を提供して学校復帰を支援する適応指導教室として開設をしております。現在、市の教育相談員3名と大学生の補助員2名で指導をしておりますが、先ほど述べさせていただきましたように、小学校で4名、中学校12名、計16名が通っております。具体的な活動といたしましては、現在ですが、巢南庁舎の北にある就業改善センターの一室を使い、月曜日、火曜日、木曜日は10時半から16時半までの間、学習を行っております。水曜日は市民センターを使い、午前は学習、午後は軽スポーツを行っております。また金曜日は午前のみということで、巢南の就業改善センターで学習をしております。その他夏季休業中には、伊自良の少年自然の家を使って宿泊体験活動等も行っております。こういった取り組みの中で、子供たちは学級に戻ったりという具体的な成果をこれまでも上げてきております。

ちなみに、今年度多くの成果が上がっておるわけですが、中2の女子生徒は、週1回のペー

スで放課後に学校に通えるようになったとか、それから同じく中2の女子生徒では、校外での職場体験学習に参加できたりとか、徐々に学校復帰の動きができてきており喜んでおります。

今後につきましては、あじさい教室の児童・生徒が少しでも早く学校復帰ができるよう指導の充実を図りたいと考えております。具体的に、先ほども述べさせていただきましたが、新年度予算に計上いたしました旧巢南調理場を教育支援センターとしての改修をし、そこを拠点として活動してまいりたいと思っております。また、議員に指摘していただいたとおり、不登校児童・生徒の親の会「ハナミズキの会」というのを隔週金曜日に開設をして、保護者同士で研修をしたり、相談をしたりという場を持っておるんですが、現在16名の児童・生徒と言いましたが、ハナミズキの会の登録者は37名に上がっております。これは、もう高校に進級した親も含めて、そういった不登校支援の保護者の仲間というか会ということで、そのハナミズキの会も私どもで援助していく対象として考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 子供たちは瑞穂市の宝として、今後も支えていただきたいと思います。

それでは、また12月議会で質問させていただいた件について、ネットや携帯電話によるいじめの増加への対応について、瑞穂市としてどのような対策をしていくのか。有害ネットや裏掲示板などの調査結果の保護者への公表と危機感への啓蒙活動についてお聞かせください。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） ネット・携帯電話によるいじめに係りましては、大変いろいろな場で問題になっておるわけですが、12月の議会でもお話しさせていただいたとおり、この問題は、学校教育はもちろん指導をさらに強くしていくわけですが、子供を養育する保護者とか地域のモラルの向上は欠かせないと思います。それにつきまして、先般、12月に調査した段階での数字を、保有率とか、それからネットの利用とか、そういったものについて全小・中学校長にも結果をお知らせし、職員の間でも、それからPTAの執行部の場でも話題にさせていただくようお願いをし、危機意識とフィルタリング等の必要性を訴えていただくようお願いをしております。現在、各学校のPTAの取り組みとして、具体的に研修や啓蒙活動が進められております。近い例では、県のPTA広報紙にも、市内の小学校の広報紙にも、この携帯電話・ネットのことについて大きく取り上げられております。今後も教員の研修の場、それから学校、教育委員会が主催するというような形で、ネット犯罪や情報モラルに関する研修、それから啓蒙活動を進めていきたいと考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 携帯電話、インターネット等の危険性は、先日の新聞にも掲載されていましたが、親が把握できていないと。そんなところが軽視されているので、やはり十分な啓発活動、危険性を訴えていただきたいと思っております。

では、次の質問をさせていただきます。

次の質問は、本田コミュニティセンターについて質問させていただきます。

先ほど副市長の答弁にもありました三つ目のセンター、本田コミュニティセンターについて、答弁の中に「委員会の立ち上げと皆さんの集まりの場の存在になれば、地域コミュニティの活性化につながると思いますので、気軽に集える、地域に触れる機会を提供できる施設となるように努力してまいりたいと思っております」との答弁でありました。運営及び体制についてはどのようなになったのか、地域活動への方法はどのようなお考えがあるのか、お聞かせください。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 本田コミュニティセンターについて、中でも運営及び管理体制についてということでございます。

12月議会の答弁と内容的には大きく変わっておりませんが、運営体制の主な内容としましては、嘱託員、これは社会教育指導員としての嘱託員1名、それから嘱託員を補佐する臨時職員1名、それから施設の管理面につきまして、施設管理公社に管理業務委託をする体制ということで今現在実施する予定で進めております。

まちづくりにつきましては、行政だけでなく地域の力があって初めてできるものでありまして、今後運営につきましても建設委員会や、自治会、子ども会、老人クラブなど本田いきいき活動委員会のメンバーを中心に運営委員会のメンバーの方々の選出を行った後、運営委員会を立ち上げまして、一緒になって進めていきたいというふうに考えております。

2点目の地域活動への方向というお尋ねでございますが、これにつきましては、建設当初から建設委員会を立ち上げて建設に取り組んできたというわけですが、これからは運営委員会の立ち上げを準備し、運営に参画していただけるようコミュニティセンターを活動拠点としたよりよい地域社会の醸成となるように、瑞穂市の総合計画の目標であります「市民参加・協働のまちづくり」に全力を挙げてまいりたいと思っております。

また、具体的な事業につきまして、学童保育につきましては、現在、本田小学校北側にあります地域の公民館「大門公民館」をお借りして実施をしているという状況であります。これにつきましては、本田コミュニティセンターが竣工の4月1日からセンター内で事業の実施をするという予定であります。

その他事業につきましては、広く社会教育の場としての地域の力をおかりして企画していきたいというふうに思いますし、これまで去る2月21日にコミュニティセンターの敷地内にチューリップの球根植えに賛同してくれました小・中学生を中心としてボランティアが120名ほど

で寄附をいただきましたチューリップの球根植えを実施してくれました。地域のボランティア、自治会、老人クラブ、子ども会、PTAなど、積極的にかかわり盛り上げていただければ幸いと思います。今後、地域のボランティア団体ごとに植栽エリアを決めて、花などの管理をしていただけますとありがたいと考えております。お願いできる団体はぜひ手を挙げていただいて、年間を通じた花壇の手入れをしていただけるということをお待ちしております。地域を愛する市民の盛り上がりがあって施設も生きてくると思います。ぜひ御協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5 番（庄田昭人君） すばらしい施設ですので大切に使用し、また学童保育についてもよろしくをお願いしたいと思っております。

また、地域の中の方では、チューリップの球根から伸びてくるところを見て、私らもやりたかったなというような声も聞かせていただいたのが現実でありますので、また御指導をお願いしてよりよい地域づくりをお願いいたします。

では次の質問は、瑞穂市が市制 5 周年を迎えて総括してのお考えを堀市長に質問をさせていただきます。来年を見据えた行政サービスの見直し箇所、情報基盤整備の計画状況、都市基盤へのインフラ整備計画の考えあるとの答弁でしたが、21年度のお考えをお聞かせください。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、庄田議員さんの、さきの12月議会において私が答弁をさせていただきました将来の瑞穂市を見据えた基盤整備、行政サービスのあり方をいま一度見直す必要があると申し上げた事項につきまして、特に2点に絞っていただいております。まず1点目の情報基盤整備の計画状況についてでございます。

これはさきの12月議会におきまして超高速ブロードバンド基盤整備事業を行うことで、債務負担行為をお願いしたところでございます。幸い国の第2次補正によりまして補助金が5,479万4,000円つきまして、この3月議会において債務負担行為を廃止し、繰越明許費に補正計上させていただいたところでございます。計画どおり進捗すれば、ことしじゅうには未整備地域が解消できる予定でございます。この基盤整備により、ハード部分の情報網は整備されることとなります。今後は行政として情報発信側のソフト事業をどのように整備していくかが新たな課題になると考えております。昨年、市のホームページをリニューアルしましたが、まだまだ運用上、十分ではありません。今後さらに市民の皆さんに情報提供ができるよう工夫をしまいいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、2点目の都市基盤へのインフラ整備計画はというところでございますが、当市も間もなく合併以来7年目に入るわけでございますが、まだまだ課題は多い状況でございます。どう

しても都市の顔となる道路や公園や箱物に目が行きがちでございますが、上水道、都市ガス、電気、用排水路整備や下水道整備、治水対策の排水機なども重要な都市のインフラでございます。これらインフラのうち公が担うものはきちっと公が整備する必要があるわけございまして、その視点は絶えず持ちながら臨んでまいり所存でございます。先般、上下水道事業審議会の答申も受けたところでございます。その答申に沿いまして、今後は早急に汚水処理計画を立てまして事業に着手するつもりでございます。

また、道路整備については、現在、道路整備計画審議会におきまして、当市のあるべき道路網及び短期・長期の課題と対策の検討を進めていただいております。これが固まりましたら皆さんにもお諮りをし、道路整備を計画的に進めてまいり所存でございます。道路はまさに百年の大計に即して整備すべき重要な都市のインフラでございますが、10年先、20年先を見据えて整備を行っていきたいと考えております。

次に、公園整備については、先ほど公園緑地等計画を策定させていただきました。今後の整備の進め方の検討を進めている状況でございます。一方では、市内を環流する河川の自然を活用し、市全域を公園緑化する構想で、さきの水と緑の回廊づくり計画をお示しし、市の木「桜」の植樹も行ったところでございます。また、治水対策の排水機整備につきましては、市の管理する別府、花塚、牛牧の3カ所の排水機の現況調査を実施し、検討を進めている状況でございます。このように場当たりに整備するのではなく、常に中・長期の視点に立ちながら計画的に、一方では審議会でも識者や市民の皆さんの意見を十分お聞きしながら着実に事業を実行してまいり所存でございますが、いかんせんこの経済状況下でございます。事業ごとの優先順位を見定めながら、あるいは参酌しながら進めていく必要がございます。したがって、議会の皆様には十分な御審議を賜り、御協力を得ながら進めてまいりますので、御理解をお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 不況な時代ですので、中・長期にわたってというお言葉でしたが、また無駄のない計画、また福祉もこれからますます増大してくるであろうと思われまますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、私たちに十分な時間を与えていただき、十分検討できるような配慮もしていただけると、ますますよい方向へ向かえるのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

次の質問をさせていただきます。

次の質問は、巢南庁舎の日直・宿直について。

この4月1日より始まる日直・宿直についてどのような対応をするのか、特に巢南庁舎の夜間の宿直業務が廃止され穂積庁舎に一本化されることによって、地域住民へのサービス低下と

ならないでしょうか、お伺いたします。

議長（小川勝範君） 福野巢南庁舎管理部長。

巢南庁舎管理部長（福野 正君） 巢南庁舎の4月からの宿・日直業務についてお答えを申し上げます。

巢南庁舎の4月1日以後の宿直業務は廃止して、従来行っておりました夜間の受け付け業務は穂積庁舎の宿直が対応することになります。具体的には、巢南庁舎への夜間の電話は穂積庁舎に自動的に転送されまして宿直者が対応いたしますし、巢南庁舎へ夜間直接来訪された方については、正面玄関に新設いたしましたインターホンで穂積庁舎の宿直者と話ができることとなります。

なお、土曜日・日曜日の日直業務につきましては従来のとおりでございます。

また、このためのPR活動は、巢南地区の自治会長会を開催し説明をいたしましたし、広報「みずほ」の2月号・3月号に巢南庁舎の宿直業務廃止を掲載し、PRに努めております。4月スタート時点では若干の戸惑いはあるかもしれませんが、市民へのサービス低下が起きないように十分配慮しながら進めてまいりますので、皆様の御理解をよろしくお願い申し上げます。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） また、緊急時にも市民サービスの低下が起きないように適切な配慮をお願いしたい。緊急時には本当に市民も慌てて飛び込んでくるものと想像しますので、穂積庁舎からどのような動きがとれるのか、そんなような疑問も感じますので、どうか適切に御配慮をお願いしたいと思います。

次の質問は、農産物直売所について。

4月以降の農産物販売について、農産物の地産地消の考えや、これからの販売と、さらに促進していく方法はどのようなものであるのか、お聞かせください。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 庄田議員さんの農産物直売所について、4月以降の販売の取り組み、農産物の地産地消の考え、販売方法はどんなものがあるかということについてお答えいたします。

みずほ農産物直売所実験研究委員会が昨年の9月より開始しました実証実験、8時30分から11時30分までの3時間の営業でございますが、現況は1日平均の来場者数が約140名ほど、1日の売り上げにつきましては11万円ほどとなっております。直売所のPRの効果もあり、徐々にではありますが、来店者や売り上げ関係が増加してきております。現在は2月11日と14日、15日に実施しました生産者の出荷者、あるいは来店消費者のアンケート調査の結果、アンケー

トに450件回答していただきましたが、取りまとめ、生産者・消費者のニーズに対応した運営内容の変更計画を策定しております。

具体的には、消費者のニーズにこたえるようにということで、営業日の拡大や営業時間の拡大、加工農産物の品数の拡大等を検討しております。また、生産者のニーズからではございますが、生産者のニーズにこたえるために、運営システムの構築ということで、現在のポスレジシステムから、生産者によるバーコード作成へのシステムバージョンアップ等を考えております。また、これまでは産業経済課の担当者が店に出ておりますので、これからは店長とか店員の直接雇用による営業も実施していきたいと。それから3点目ということで、過剰出荷の農産物の回収の手間を軽減しながら、この野菜を2次利用によりまして、漬物などに加工することによって付加価値をつけ売上額を伸ばしていきたいようなことも考えております。

地産地消の考えということでございますが、農産物直売所の地産地消の取り組みにつきましては、専業農家はもとより、高齢者や女性などの兼業農家のような小規模農家の活躍の場となり、さらに農家の皆さんが店の当番をやることによりまして、顔が見え、話ができる直売所の運営ができます。地域で生産された新鮮な野菜は生産記録でも縦覧できますし、農薬や肥料等の品名も確認することができますので、生産者が自分でつくった農産物を自分たちで価格を設定しながら自分たちで売ることにより、仕事のやりがいがあるということでの実感等や反省等も聞いております。消費者は、新鮮な野菜を流通経費を削減した価格で購入することができますし、生産者と消費者の双方の利益を拡大していくことが期待できると思っております。このように地産地消に取り組むことは、中間流通での遠距離への輸送が少なくなり、間接的にですがCO₂の削減にも、地球温暖化の抑制にもつながるのではないのかなあということを思っております。

また、販売の方法でございますが、現在の農業はよりよいものをつくるという生産行為だけではなく、対象者となる消費者ニーズを満たすべく、よりよい農産物をより安く、よりよい方法で提供し、さらなる付加価値をつけた直売所の経営が必要であると考えております。この直売所の安定運営を図るために、野菜の生産者を育成し、生産者組織を構築することが重要であると考えております。また、不足する野菜等につきましては、水田農業の担い手に協力を仰ぎながら、転作作物といたしまして、例えばタマネギとかジャガイモ、ニンジン、サツマイモ、さらには大根とか里芋等の生産を依頼しながら、品ぞろえの確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

今後の経営方針といたしましては、いわゆる100円で野菜を売り上げておってなかなか収益が伸びないため、生産者で、例えば漬物加工部会というようなものを編成・組織化しながら、野菜に付加価値をつけ、幅広い加工品の販売を実施することによりまして、販売促進及び利益につなげたいというふうに考えております。現在の販売手数料は10%で、生産登録者数は92人

となっておりますが、この生産登録者数をふやし、出荷者を確保することが年間を通じた品ぞろえにつながる重要なポイントであるというふうに考えております。今後も出荷者の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、4月からの直売所は、すべて女性の店長とか定員等で、入荷から販売、売り上げの精算、啓発までの一連の運営ができるように、直売所の自主運営へと誘導していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） よりよいもののために、待ちに待っている消費者もいることと思いますので、ぜひともまた農産物販売の中で、また地域の活力ができると感じましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

今回は、まとめといたしましては、昨年、議員研修での静岡県焼津市の研修をさせていただきました。そんなときに、焼津市の防災意識の高さと、行政と市民がつくり上げている防災組織などを研修させていただき、瑞穂市での防災は瑞穂市独自の考え方が必要であり、またより効果的なことも検討すべきだと考えております。また、三島市の水環境への取り組みなども、瑞穂市でもかけがえのない財産である美しい自然を私たちは守り、伝えていかなければなりません。環境へはどのように配慮した社会基盤づくりをしなければならないかということを考えておりますので、ぜひともまた今後も21年度としての、この不景気の中ですが、活力あるまちづくりをよろしくお願ひ申し上げ、たくさん質問をさせていただきましたが、本日の質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で、庄田昭人君の質問を終わります。

次に、16番 堀武君の発言を許します。

堀武君。

16番（堀 武君） 議席番号16番 堀武です。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1番として、保健福祉総合センターの設立について、2番目に親水公園内における歩道整備について、3番目に本田・別府線歩道整備1期工事について、以下質問席にて質問をさせていただきます。

保健福祉総合センター設立について。

県内には保健・児童福祉総合センターまたは会館と称する主に保健福祉のための専用の会館がいかほどありますか、御答弁願います。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 堀議員の質問につきまして答弁させていただきます。

県が発行しています岐阜県福祉関係機関及び社会福祉施設・団体名簿によりますと、福祉と名称がつく施設としましては、福祉総合相談センターが岐阜県の福祉総合相談センターという名称で、高齢者や障害者のみならず家族等々が抱える福祉についての悩み事、相談事に対して総合的かつ迅速に対応することにより、高齢者・障害者のみならず多くの県民全般の福祉の増進を図るということを目的としまして、県下全域を管轄区域とする県の施設で、社会福祉法人岐阜県福祉事業団に運営委託されている施設がございます。

次に、福祉会館でございますが、県が設置主体でございます岐阜県福祉・農業会館という名称で、補装具の展示及び社会福祉に関する集会等のための施設がございます。

最後に、地域福祉センターというものがございます。地域福祉センターにつきましては、地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズにこたえ、もって地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的としまして、瑞穂市では瑞穂市総合センターを初めとしまして、県内では16の市町に設置されているというのが状況でございます。以上です。

〔16番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

16番（堀 武君） 私は、今御答弁にありました総合センターの中というのでなくして、私は単独であるべきではないかと思っております。なぜならば、これからの福祉は市民参加型の福祉を目指すべきであり、行政はその方向性を見据え長期計画を策定する必要があるのではないのでしょうか。この会館に行けば、保健福祉に関することはもちろんですが、市民の皆さんのための情報、活動、相談等のできる充実した会館の必要性を感じています。まだまだ旧穂積地域と旧巢南地域との一体化という面では意識のずれがあるのが現実です。特に福祉という面では、そのようなことから発生する無駄が非常に多くあります。無駄をなくし、より充実した福祉を行うためにも、総合福祉会館の設立は必要ではないのでしょうか。総合センターの中におふる場があり、巢南におふる場があり、三つ目のおふる場をつくってくれという意味ではないもんですから、その辺のことで、そういう前向きな意識でお願いしたいと思います。市長、ちょっとこれに関しての御見解をお願いしたいと思いますけど。

議長（小川勝範君） 市長の前に石川部長が答えます。

石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 現在本市としましては、市民からの相談、それから情報提供などのできる窓口は福祉部が全体的にさせていただいているのが現状でございます。現行の岐阜県福祉総合相談センターが広域的に活用していただき、市設置の総合センターや福祉センター、それから老人福祉センターの活用を進めて、そういうふうでやっていくと考えているのが現状でございます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま福祉部長から御答弁をさせていただきましたとおりでございます。現在瑞穂市としましては、福祉総合センターという名称での会館の建設というのは、まだそこまでは、現下の課題が余りにも多いというところで、早急にそういうことを考えておらないということでございます。まだ考えられないということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。福祉部長の答弁をさせていただきましたとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔16番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

16番（堀 武君） 私は、会館と言いましても新規ばかりと言っているわけではないんです。瑞穂市の、先ほども言った巢南庁舎をいかに利用するとか、空き部屋をいかに集約するようになるかとか、そういうことを総合的に考えていけば、有効な手だてができるんじゃないかという思いもあるものですから、そういうことを総合的に考えて、会館設立といっても新規につくるといふばかりの意味ではありません。だから簡単に言えば、少し遠くなるけれども、巢南の分室をうまく利用する方法とか、いろいろな方法を考えていただきたいという思いもあって質問させていただいております。よく御検討のほどよろしくお願いたします。

それから次に、親水公園内における歩道整備について。

五六橋から野田橋までの左右兩岸を散歩しますと、ちょうど1万歩コースとして健康のために大変いいコースだということは前もって私も一般質問させていただいております。特に冬場の水鳥、春の桜、堤防から見ます伊吹山など、環境に優しいこれからの福祉社会について本当にいい場所であると思っておるものですから、その辺のことで今後の進行状況をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） それではお答えします。

親水公園内における歩道整備につきましては、昨年の6月議会で質問をお受けいたしました。その後、河川管理者及びJR東海と協議を進めました結果、右岸につきましては東海道線上流から野田橋を含めた区間、左岸につきましては東海道線下を横断する歩道計画の協議が調いました。つきまして現在は、その協議内容に従い、河川法の占用手続を進めている状況でありまして、引き続き事業着手できるよう新年度予算に工事費を計上させていただいている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔16番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

16番（堀 武君） ありがとうございます。

前向きなお答えを言っていて、本当に感謝しております。特に親水公園の整備事業に関しては、市長の方からも前向きにやっていただけるというお話だったものですから、自然環境を残しながら、いかにいい公園をつくるか、水辺の公園を形どっていただければ最大にいい旧栗南と穂積の地域にまたがる、水もきれいな場所なものですから、ぜひ御検討のほどをよろしくお願いいたします。

最後に、本田・別府線歩道整備第1期工事について。

この工事について、事前説明は住民の方にどのような形でなされたのか、そして落札金額は幾らであったのか、ちょっと教えていただけますか。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） まずもって本田・別府線歩道整備1期工事につきましての入札の状況を回答させていただきます。

入札の年月日が、20年9月22日に指名競争入札を7社で実施したわけですが、落札額といえますか契約金額が1,194万9,000円でございます。工期は、21年の2月27日までということで、落札者は株式会社丸高建設でございます。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 堀議員さんの本田・別府線の歩道整備第1期工事についての地元の説明はしたかということの御質問でございますが、工事着手前に、沿線住民の方に対しての説明はしておりません。ただし、地元の区長さんを通じまして工事の内容とか、工期等のお話はさせていただいております。

〔16番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

16番（堀 武君） そこで、前に一般の人の一部から、どうして抜き取ったというようなお話があったものですから、アベリアを抜き取り、歩道を広げた理由をちょっとだけ御説明願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） このアベリアの撤去の関係でございますが、本田・別府線につきましては、都市計画道路として都市計画決定をしてございます。道路構造令では、歩行者の専用道路の最小幅員を2メートル以上とし、自転車専用道路の幅員を3メートル以上、自転車歩行者専用道路は4メートル以上としております。本道路は都市計画道路で、道路幅員12メートルとし、歩道幅員を2.5メートルとして整備がされ、歩道幅員の中で1メートルの植樹帯を設置されましたが、近年の交通事情によりまして、非常に交通量が多くなったということで、自転車歩行者専用道路として1.5メートルの幅員で自転車と歩行者が通行するような非常に危

険な状況になっておりました。歩道での事故を未然に防ぐために、低木のアベリアを撤去することにより歩行者の幅員確保を行いました。アベリアは年3回剪定を実施しておりましたが、御承知のとおり生育が非常に早く、特に雨天時については歩行者の通行に非常に支障を来すという状況にあり、また地域住民からもそういう要望等もございましたので、改修工事に着手したわけでございます。

〔16番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

16番（堀 武君） よくわかりました。

ただ私は、3回やられて、もう少し内側でできなかったのか、そういうことが例えば不可能でこれは絶対というならば、もう少しガードレールを引っ込めて景観上の、例えば大垣でやっているように色の問題、それからガードレールに、これは大垣の場合はジャスミンですか、そういうようなものを絡めて、ちょっと景観を考えていただければよかったかなと思っています。何も工事をとめるとかとめんとか、そういう意味でなくして、もう少し優しい形の方法があったのではないかと。ぜひその辺のことを含めて、これからやられる工事に関しても市民に優しいというのは、やはり美観も含めて優しい形をとっていただければと、そのような希望を持って質問を終わらせていただきます。福社会館を含めて、ぜひ前向きに検討していただければと思います。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で、堀武君の質問を終了いたします。

議事の都合によりまして、10分休憩をいたします。

休憩 午後4時30分

再開 午後4時41分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

13番 小寺徹君の発言を許します。

小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 議席番号13番、日本共産党の小寺徹でございます。

3点にわたって一般質問をさせていただきます。

第1点は保育所の整備計画について、2点目は新規就農者に対する支援対策について、3点目は瑞穂市の緊急雇用対策について、以上3点を質問させていただきます。自席で質問させていただきますので、よろしくお願いします。

保育所の整備計画について質問させていただきます。

12月の議会で、ほづみ幼稚園の教育、建てかえ内容についての質問をする中で、ほづみ幼稚園が3歳児から5歳児の保育を実施するという方向が明確になってきたと。さらにそれに伴って保育所も5歳児の保育を今後全保育所でやっていくという方向になってきますので、今後保

育所の増設、さらには新規の保育者がふえるということも含めた増築の問題と、それから改築の問題がいろいろの保育所で出てきます。そういう点で、現在の保育所で増築・改築をしなければならぬ保育所、保育所ごとにどういう状況になっているのか報告をお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 小寺議員の質問に対して答弁させていただきます。

現在の状況としましては、昭和40年代に建てられております牛牧第1保育所、それと穂積保育所が大変古うございます。改修等も視野に入れながら改築が必要かと考えているところでございます。

また、来年につきましては、来年度予算計上させていただきましたとおり、牛牧第2保育所につきましては、3年保育の実施と未満児受け入れの拡大を行うために、平成21年度に保育所の増築をしていきたいというふうで考えているところでございます。牛牧第2につきましては、平成22年度には既存の園舎の改修を行いまして、23年度より3年保育を実施していきたいというふうな状況でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 古くなったり、増設ということでやらなければならぬ保育所が出てきましたんですが、それで年度としてはっきりしているのは、今の答弁では21年度、今度予算を計上されている牛牧第2保育所が増築、こしし工事にかかって来年度改修をして一応完了するという計画が具体化の中で発生してきておると。さらに、もう一つ今後のそれからの計画というのは、具体的になっているのはどこがあるんですか。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 先ほどもお話しさせていただきましたように、牛牧第1・穂積保育所は昭和46年に建築されておりますので、築40年近く、園舎も古くなっているというのが現状でございます。しかしながら、これらの改修等につきましては、今後の乳幼児等の人口動向、また財政支出等、情勢などを見きわめながら、また修正しながら、どういう方向でいくのかという部分を検討しながら次の段階に進んでいきたいと思っているところでございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 牛牧第1は、古くて手狭だということで、移転も含めて計画をしておるけど、まだいつやれるかは実は定かじゃないということですね。

それで、この保育計画を立てることは、今後の財政計画を立てるのに非常に重要であるということで、保育計画をしっかりと立てていく必要があるんじゃないかということを思うわけで

ございます。私の質問項目の中に、政府は第2次補正予算で安心こども基金ということをして設けて、子育て支援対策臨時特例交付金を1,000億円計上して盛り込んでおられるわけでございます。そのうち680億円は保育所の整備計画に充てるということになっております。この交付金を受けるには、保育所整備計画を立てて県に報告して、県が認定すれば県が基金として蓄えた中から交付するということになっておるんじゃないかと思うんですが、その辺の整備計画を立てて交付金を受ける準備は進められておるのかどうかお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 今回の国会で第2次補正予算、安心こども基金が盛り込まれたのは御承知のとおりだと思います。しかしながら、この安心こども基金に盛り込まれている部分でございますが、保育所施設に関しましては、この交付金の対象は公立保育所を除くとされておりますので、私立保育所には、新規に新設等がある場合にはその基金が適用されるというふうで聞いているところでございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 私の調査したところによりますと、その適用がされるのは保育所等の整備、それから保育所等の緊急整備事業、さらには放課後児童クラブの事業にも適用になるということを私は聞いております。それで、そういう事業も適用されるかどうかという内容は、どこへ問い合わせされたのかお尋ねしたいと思います。どこがそういうことで答弁したのか。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 県の児童関係のところの確認をとったと思うんですが、放課後児童クラブの方の施設の分についてはちょっと確認をしていないですけど、交付金が出るような形で申請はしていくような形ではお願いしておるんですが、保育所につきましては、公立は除くというようなことでお話は聞いたんですが、一遍その辺も確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） ちょっとそこら辺の状況の認識が違いますので、私の方も一遍調べていきたいと思ひますので、執行部の方もぜひ調査をお願いしたいと思います。ことしは本田・牛牧第2保育所の建設に4億円も使うわけですから、その4億円に対する交付金が来るかどうかというのは瑞穂市の財政に大分大きな影響を与えと思ひますし、あれば有効に使っていくということが必要だと思ひますので、ぜひひとつお互いに調べて国の補助金交付を受けられるようにしていきたいと思ひますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

2点目に移ります。新規就農者に対する支援対策についてということでございます。

この問題は農業の後継者をつくるということと、さらに農業で雇用対策という2面がございます。今回具体的な事例として、瑞穂市の森地区で8反ぐらいの柿の耕作をやってみえた方が亡くなられて、後継者がいないと。だれかやってくれる人はおらんかなということで産業経済課へも要請があり、それが柿振興会や普及所へも話が行って、普及所の方へ、そのときに新規の就農でナシをやりたいという方が応募されてきたということがありまして、ナシがまだ耕作するところがなかったので柿でどうやなということで話をしたら、柿栽培を新規にやるということで決意されて、ことしから柿栽培をやられるということを知っておるわけでございます。今はどうも派遣の仕事をやっていて、そちらの方の仕事がうまくいっていないようなこともあるようでございますけれども、農業というのは1年に1回しか収入がないんですから、これから柿づくりをやっても11月までお金が入ってこんというような状況になります。そういう点で、そういう新規の人たちに対する研修や生活保障という面での対策が必要ではないかということを考えておるわけですが、そういうことを瑞穂市として独自に検討をされて実現できないかどうかお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 小寺議員さんの新規就農者に対する支援、森地区の柿栽培者ということでございますが、議員御指摘のように農業後継者が不足しておりまして、新規就農者がなく遊休農地の増大が非常に危惧される中、新たに就農を希望される方につきましては、技術的な指導につきましては県の農業改良普及センター等がバックアップを行う体制となっておりますが、議員御指摘の年1回の所得ということで、それまでの生活保障とかいろんな面について市としての金銭での補助については、現在のところそういう補助制度はございません。また、技術的な援助につきましては、県や瑞穂市の柿振興会を通じながら技術援助には支援をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 今年度から新たに、農水省としては、雇用対策という面もあるわけですが、農と雇用事業ということで、就農者を雇った農業団体、農家に対する補償ということで月最大9万7,000円1年間交付するという制度を新設したようでございます。これは議長が中心にやってみえる営農組合とか、そういうところが雇用した場合にこれの対象になるということかなあということをおもうんですが、これを個人でも新たに就農された方に対する生活援助と研修ということで援助するという対策は今後必要だと思おうんですね。ぜひひとつ、瑞穂市独自の問題と含めて、県、また農協の関係も含めたところで協議をぜひしていただきたいなと思おうんですね。ぎふ農協も、今イチゴ栽培については、イチゴ栽培の施設をつくって1年間研修をやる。その研修者に対する生活保障もして、1年後に就農するというようなぎふ農協独

自の制度もっておりますので、ぎふ農協も熱意がある農協ですので、いろいろ相談をすればこういうことが協力してできるんじゃないかなということも思いますので、ぜひひとつ今後農業後継者をつくり放棄農地をなくすということも含めた対策として、そういうことをぜひひとつ検討をお願いしたいと思いますのですが、どうでしょうか。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 議員御指摘の農の雇用事業といいますのは、平成20年度の補正予算の中に、国が将来の担い手確保・育成を図るために、農業法人に雇用され、実践的な技術・経営研修を行う取り組みについて助成する制度でございます。これは農業法人が新規に雇い入れ、指導者や外部専門家の指導に要する経費、外部に対しての研修会参加に要する交通費とか研修対象者の労災保険等が対象になっております。月9万7,000円を12ヵ月助成する制度でございます。これは平成21年度までに研修を開始した場合が対象ということになっておりますので、市といたしましても、この制度を有効に活用していただきますようPR等をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） そのことにとどまらず、個人の方に対する保障制度も一遍ぜひ検討してほしいということを要望しておきますので、よろしく申し上げます。

次、3点目に移りたいと思います。瑞穂市の緊急雇用対策についてでございます。

大企業は、今、派遣切りをしているということで、大きなマスコミの話題になっております。そういう点で、瑞穂市の地元の状況はどうかということでございます。なかなか我々の目に映ってきません。そういう点で、前の2人の方も緊急雇用対策を質問されたときも、どうも実態がはっきりしないというような状況の中で、どういう手を打っていいかもわからないという答弁が続いておるような気がいたします。そういう点で、瑞穂市内における派遣切りとか、非正規職員を首切るとか、そういうようなことが実際として起こっているのかどうか、そういう実態把握をされているのかどうかお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、お答えさせていただきます。

基本的には、先ほどの広瀬議員並びに森議員の御質問にお答えをさせていただいたとおりでございます。御質問の派遣切りや非正規切りの実態については、当市においては福祉生活課で受けた雇用に関する7件の相談には、そのものずばりの内容は含まれていないと報告を受けておるところでございます。7件の内訳は、確かに解雇も6件と、あと就労時間短縮1件があったようでございますが、ここで言われる派遣切りとか、非正規切りではないというような報告でございます。まだ、それ以外にもそうした実態は把握しておりません。

それから、緊急相談窓口の設置の御提案でございますが、庁舎内で2回開催しました部長会議では、当分現状の事務分掌の範囲で各課で対応していくことが望ましいんじゃないかという結論を出しておりますので、今後も状況が変わらない限り、この対応でいきたいと思っております。この背景には、御承知のように、当瑞穂市は庁舎が二つございまして、今ちょうど窓口で最も重要となります部署が穂積庁舎の福祉生活課と、それから雇用対策は、勤労者の生活支援といった窓口は現産業経済課という巢南庁舎にあるわけでございます。そういった分かれておる関係上、市民の方には御不便をおかけするわけでございますが、仮に相談窓口を一元化してどこかに設けるとなりますと、両方の課から職員が出向かなければならないということで、そういったことを考えますと、常時開設するには、それほどの事務量があるわけではないということで、そういったことも勘案しまして、現行の事務分掌の中で対応したいということでございますが、今後さらに悪化するような状況とか、あるいは国ないし県の方から新たな施策を打ってこられるようなことがありましたら、その段階では窓口を設けまして弾力的に運用していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと考えております。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 厚労省なんかがよく数字を発表しておりますわね。3月30日までに何十万の派遣切りがあるという見込みが出ていると発表していますがけれども、その資料というのは厚労省が独自に調査対象から受けてやっておるのか、各自治体へ調査を依頼して各企業に自治体が問い合わせさせて集計して厚労省へ報告するという形ではないのか、その辺はどういう統計集計をしておるんですか。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 私どもも県の方から情報を入手したりしておりますが、そういった数字は現実にはつかんでおりません。ですから、多分推察するに、ハローワーク等国の機関を通じて厚労省が把握して記者発表とか、それにこじつけているというふうに推察をしておるところでございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） そういうことだと、相談窓口へ来た人たちの状況を聞いて大体の状況を把握するということしかないということで、相談窓口については、先ほどの答弁では現状のままということとで部長会になっておるということでございますが、特に今の相談というのは、雇用対策と生活対策と二つの面がありまして、部署が二つに分かれておると。窓口も、巢南と本庁という形に分かれておりまして、そういう点で総合的な雇用と生活の窓口をつくる必要があるんじゃないかと私は思っているわけでございます。先ほどの答弁でも、雇用問題の相

談に来たらハローワークへという紹介だけでは、だれでもハローワークへ行ってだめだったら、こっちに来て何とかならんとかということに来ておると思うんですね。そういう点では派遣切りや何かが本当に不当な状態でやられていないかどうか、法律に違反して企業がやっていないかどうかということもいろいろ聞き出して検討して、法を犯したようなことだったら、そういうことを正すような方向での指導をして頑張らせるというようなことも必要だと思うんですね。そういう点で、相談窓口というのは専門の担当者が対応できるようなこともぜひひとつ検討をしていただきたいということを思います。

その中で、緊急雇用創出の事業として、地域雇用創出推進費というのが国から来るということで、これは交付されるということですが、予算書を見ても、交付税の交付のところに地域雇用創出推進費というのが書いてありまして、額が書いてありませんでしたね、幾らおりてくるかという。そういう点では、この交付金というのは今も国から幾らおりてくるのかわからない数字なのか、さらにまたこれは市町村が事業計画を組んで、その事業が認められると、その事業に対して交付をされるという形になるのか、その辺はどうかお伺いしたいと思います。議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 今の交付税の関係でございますが、勉強会のときにちょっとお話をさせていただきましたんですが、ことし15億5,000万ぐらい交付税を組んでおりますが、それとは別枠に一応配分ということで、これは麻生内閣で特別に組まれた中、1,000億円ですか、その中に入っておるということで、情報として入手しておるのは瑞穂市分ということで1億800万ぐらい来るといふような情報を聞いておりますが、まだ確定的なことではございませんので、当初予算には計上してございません。それで、確定しました段階では補正予算等に計上させていただきたいと思っています。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 小寺議員さんの緊急雇用の創出をする事業で地域雇用創出事業ということですが、広瀬捨男議員とか森議員さんにもお答えしましたように、これも2次補正予算の中で緊急雇用対策事業ということで、これは6ヵ月未満で臨時的なつなぎ就業ということで、これは現在産業課の方で市で取り組める事業、緊急雇用創出事業計画書というものを取りまとめまして県の方に申請をしております。先ほどの1億どうのこうのという数字とは別のもの、緊急雇用創出事業計画を、例えば自治会の掲示板の修繕事業とか、広報写真等の整理業務、街路灯の点検・台帳整備事業、カーブミラーの点検・台帳整備事業、ガードレールのフェンス点検補修業務、小・中学校社会体育施設の簡易補修業務ということで、事業費1,000万円弱ですが、これは県の方に取りまとめ申請中でございます。許可があり次第、補正予算で対応をさせていただいて、速やかに事業実施に向けて行っていきたいというふうに考えております。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 先ほど奥田部長が答弁された中で、地域雇用創出推進費というのは、交付金として約1億800万円おりてくるという情報ではそうなっておるということでお聞きしました。それで、これは瑞穂市が独自に雇用対策として事業をやって、雇用を創出するという事業をやる費用として国が交付するわけですから、市独自で事業を起こさなければならんわけですが、今どういう事業を起こしていくかということについて検討されておるのかどうか、伺いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） これは交付金ということではなくて、交付税ということで、先ほど1,000億円じゃなくて、1兆円別枠でつけられたようですね。その分として来るという話を聞いております。それで、交付税というのは普通は一般財源でひもはついていないんですが、ですけどそういった名目で来るといふことらしいです。その試算額が瑞穂市では1億800万程度ということを経験として入手しておるところでございます。先ほど本年度の交付税13億5,000万と申し上げましたが、15億5,000万円でございまして、ちょっと訂正をさせていただきたいんですが、このほかにさらに1億800万程度来るといふことで、その内容がまだ見えていませんので、したがって当初予算には計上はしていないということでございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） これから具体化を、お金も決まってきた補正予算の中でどういう事業をやるためにそのお金をどうするかということが出てくるといふことだと思いますので、ぜひ雇用対策に、それだけの実態ははっきりつかめないのではなかなか大変かもしれませんが、そういう点も含めてぜひ独自の雇用対策を立案・計画してほしいということをお願いしたいと思います。

最後に、意見として雇用問題について、私の考えでは、憲法の27条では、すべての国民は勤労の権利を有し、義務を負うということをお記しておるわけですね。この27条の憲法解釈は、憲法学者の中で通常理解されているのは、労働の能力を有する者が私企業のもとで就業し得ない場合に、国または地方公共団体に対して労働の機会の提供を要求し、それが不可能な場合は相当の生活費を要求し得る権利を有しておるんだということをお記として説明されておるわけですね。そういう点では、この瑞穂市民が働く場をなくした場合については、瑞穂市がその人の雇用の場を設ける、そのために努力する。それが不可能な場合は、生活を保障するということまで踏み込んだ憲法の内容となっております。そういう点で、こういう憲法の手法をしっかり押さえて今後対応してほしいということをお願いいたしまして質問を終わりたい

と思います。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で、小寺徹君の質問を終わります。

本日予定しておりました一般質問はすべて終了いたしました。

本日傍聴されました皆さん方、一日大変御苦労さまでございました。また、あすも一般質問がございますので、ぜひ傍聴をいただきたいと思います。

散会の宣告

議長（小川勝範君） 本日はこれで散会をします。御苦労さんでした。

散会 午後5時15分